

佐賀市地域防災計画

第3編 地震・津波災害対策



令和8年7月

佐賀市防災会議

目 次

第3編 地震・津波災害対策	1
第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の位置づけ	1
第3項 佐賀県地域防災計画等との関係	1
第4項 計画の構成	1
第2節 地震に関する本市の特性	3
第1項 地形、地質、地盤	3
第2項 活断層	3
第3項 これまでの地震・津波被害	7
第3節 地震被害の想定	11
第1項 基本的考え方	11
第2項 地震による被害の想定	11
第3項 津波による被害の想定	22
第4節 地震・津波災害に関する調査研究の推進	27
第2章 地震災害予防対策計画	29
第1節 安全・安心なまちづくり	29
第1項 保全施設の整備	29
第2項 都市及び建築物の耐震化・不燃化	36
第3項 公共施設、交通施設等の整備	40
第4項 ライフライン施設の機能の確保	46
第5項 危険物施設等の保安強化	51
第6項 都市の防災構造の強化	54
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	55
第6項 緊急輸送活動	55
第7項 避難及び情報提供活動	55
第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達	56
第12項 災害復旧・復興への備え	57
第3節 市民等の防災活動の推進	58
第1項 防災思想・知識の普及	58
第2項 消防団の育成強化	60
第3項 自主防災組織の育成強化	61
第4項 企業防災の促進	62
第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	63
第6項 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	63
第7項 災害教訓の伝承	65
第8項 技術者の育成	65

第4節	孤立防止対策計画	66
第1項	孤立防止対策計画	66
第3章	地震災害応急対策計画	67
第1節	活動体制	67
第1項	非常配備の基準	67
第2項	市の活動体制	68
第3項	防災関係機関の活動体制	91
第2節	地震、津波の情報伝達	92
第1項	津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類、内容等	92
第3節	災害情報の収集・連絡、報告	102
第3項	被害状況等の報告	102
第4節	労務確保計画	102
第5節	従事命令及び協力命令	102
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	102
第7節	応援協力体制	102
第8節	通信計画	103
第9節	救助活動計画	103
第10節	保健医療福祉活動計画	103
第11節	消防活動計画	103
第1項	出火防止、初期消火	103
第2項	消火活動	104
第3項	応援の要請	104
第4項	救急活動	104
第12節	惨事ストレス対策	105
第13節	水防活動計画と二次災害の防止活動	105
第14節	避難計画	106
第15節	応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	106
第1項	被災住宅等の危険度判定	106
第16節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	107
第17節	交通及び輸送対策計画	107
第18節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	107
第19節	広報、被災者相談計画	107
第20節	文教対策計画	107
第21節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	107
第22節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	107
第23節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	108
第24節	福祉サービスの提供計画	108
第25節	ボランティアの活動対策計画	108
第26節	外国人対策	108
第27節	帰宅困難者対策	108
第28節	義援物資、義援金対策計画	108
第29節	災害救助法の適用	108
第30節	行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬	109

第31節	廃棄物の処理計画	109
第32節	防疫計画	109
第33節	保健衛生計画	109
第34節	病虫害防除、動物の管理等計画	109
第2項	家畜の避難対策及び飼料の確保	109
第3項	家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等	109
第35節	危険物等の保安計画	110
第1項	火薬類	110
第2項	高圧ガス	110
第3項	石油類及び化学製品類	111
第4項	放射性物質	112
第5項	毒物・劇物	112
第36節	石油等の大量流出の防除対策計画	113
第37節	応急金融対策	117
第38節	孤立地域対策活動	117
第39節	生活再建計画	117
第40節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	118
第4章	地震災害復旧・復興対策計画	120
第1節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	120
第2節	被災者の生活再建等への支援	120
第3節	地域の経済復興の推進	120
第5章	津波災害対策	121
第1節	災害予防対策計画	121
第1項	津波に強い地域の形成	121
第2項	津波避難計画等の策定	122
第3項	避難収容活動	122
第4項	防災知識の普及	123
第2節	災害応急対策計画	125
第1項	市の活動体制	125
第2項	津波警報等の情報伝達	125
第3項	避難対策	125
第4項	水防対策等	125
第5項	津波に対する自衛措置	126
第6項	防疫活動	126

第3編 地震・津波災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1項 計画の目的

この計画は、佐賀市内における大規模な地震災害又は津波災害に対処するため、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は大綱を定め、市内の地震・津波災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持することを目的とする。

第2項 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、佐賀市防災会議が作成する計画であり、市内の地震・津波災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものである。

本編は、地震・津波災害に関わる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の実施を目的とする計画として位置づける。

第3項 佐賀県地域防災計画等との関係

この計画は、佐賀県地域防災計画と内容が共通するものについては県の計画を準用し、市が成すべき事項については、国及び、県の指針に沿った上、本市の実状に併せて作成する。

また、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第4項 計画の構成

地域防災計画の構成は、次のとおりとする。

1 第1章 総則

この計画の主旨、地震・津波災害の想定など計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 地震災害予防対策計画

地震災害に対する平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

3 第3章 地震災害応急対策計画

地震災害が発生した場合の応急対策を示す。

4 第4章 地震災害復旧・復興対策計画

地震災害発生後の復旧、復興対策を示す。

5 第5章 津波災害対策

津波災害に対する予防措置や、津波災害が発生した場合の応急対策を示す。

第2節 地震に関する本市の特性

第1項 地形、地質、地盤

佐賀市は佐賀県のほぼ中央部に位置し、南北に長い市域を構成しており、南側では有明海に面し、南東部と北側は福岡県に接している。

市域の北半分、すなわち大和地区中部北部、富士地区、三瀬地区は、標高 502m の金立山から 1046m の天山にいたる脊振山地（筑紫山地）に含まれる中山間地域である。

脊振山地は、中生代の花崗岩類からなり、地下の花崗岩塊が断層活動によって隆起した断層山地である。北側の福岡平野と南側の佐賀平野には、花崗岩の風化によって生成した真砂土と呼ばれる石英砂を多く含んだ土が堆積している。

これに対して、佐賀市中心部及び市南部は、嘉瀬川、筑後川等の洪水氾濫による沖積平野で、山麓地に洪積層の一部がみられるほか、緑色沈泥、砂礫層の互層より成り、形成年代が若く締め固まっていないため軟弱地盤地帯を形成している。また、佐賀平野（筑紫平野）には、本地域特有のクリークと呼ばれる堀が巡らされ、過去に幾度となく洪水に見舞われた地域であり、もともと河川の氾濫によってできた土地のため、軟弱地盤のため地震の際には揺れが増幅され、液状化現象発生の可能性も指摘される。

第2項 活断層

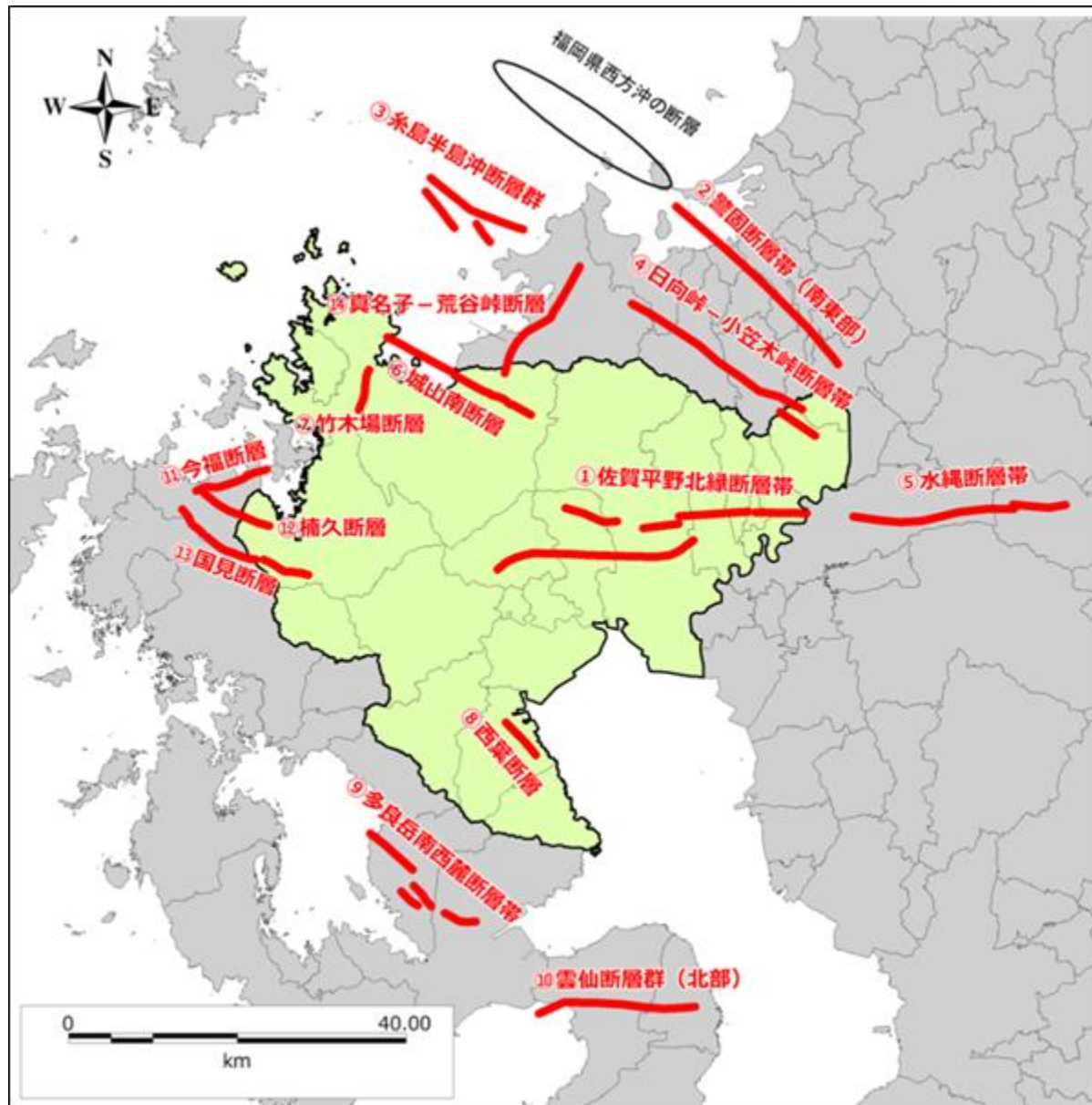
断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施して行くための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。佐賀県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に佐賀県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

【県内および周辺の活断層】



出典：佐賀県地震被害等予測調査業務報告書

■地震調査研究推進本部の評価対象

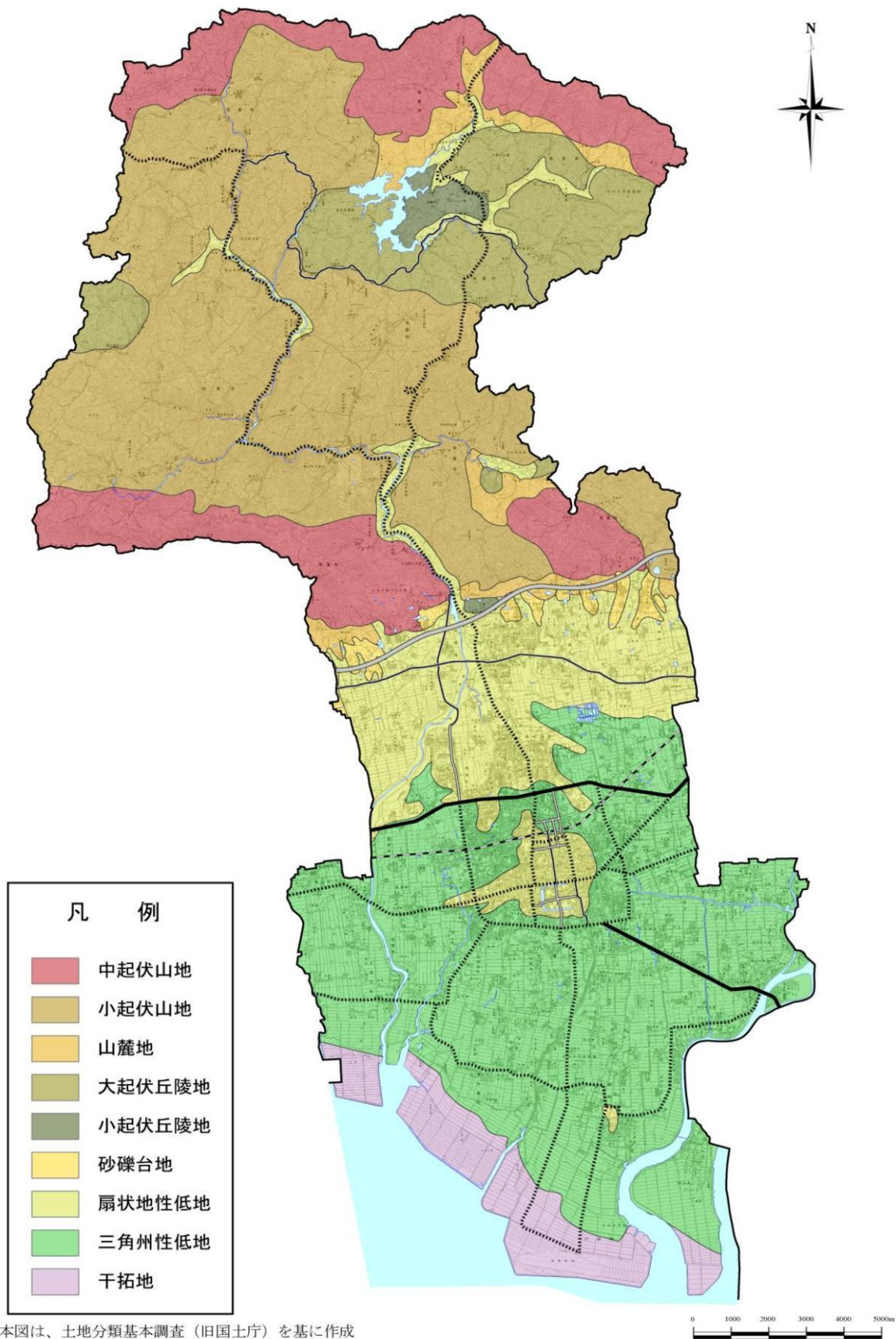
- 主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯
- 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島冲断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991年 活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層：

- ⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

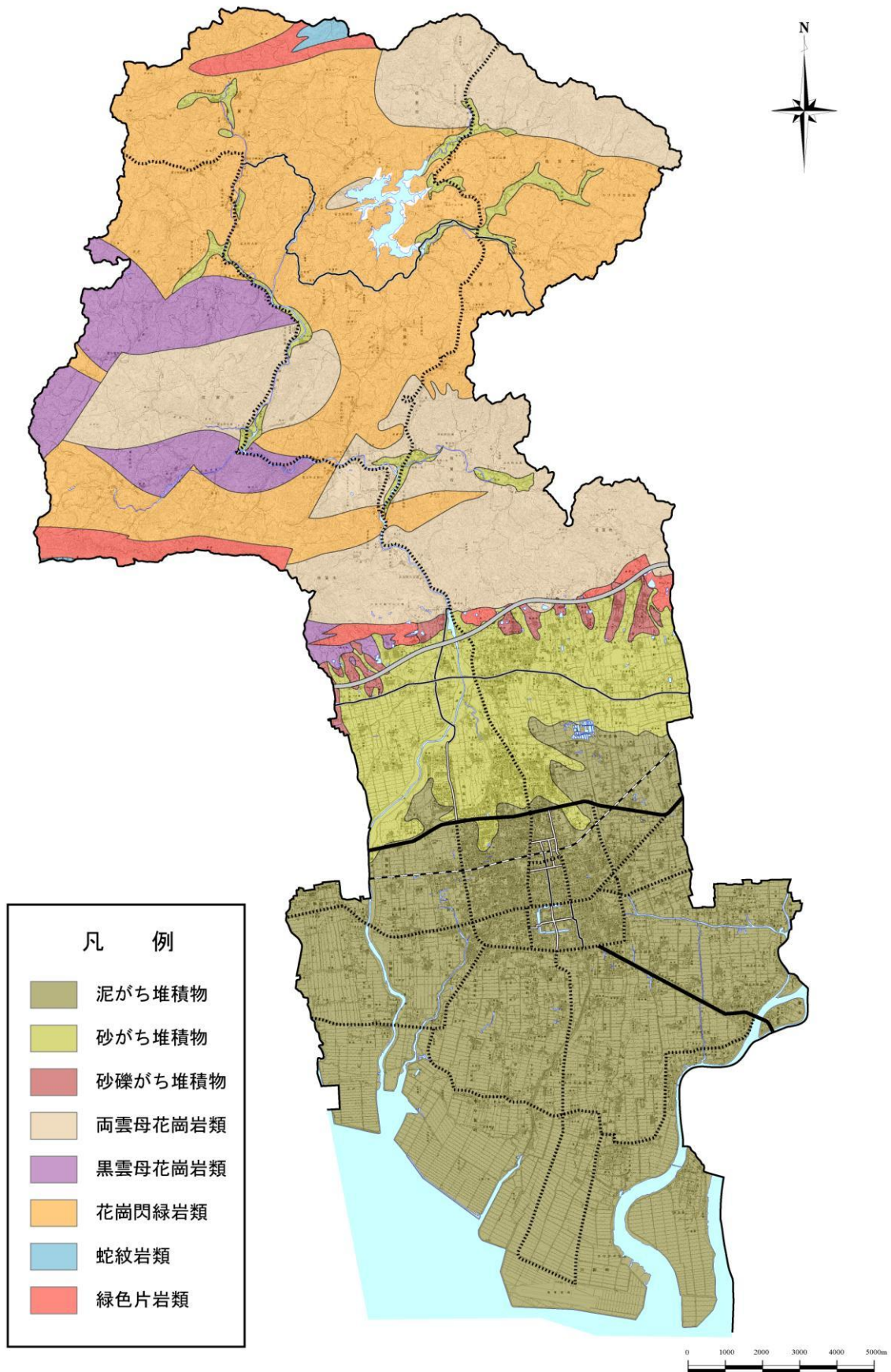
■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層：⑥城山南断層

地形分類図



本図は、土地分類基本調査（旧国土庁）を基に作成

地質分類図



第3項 これまでの地震・津波災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきたが、幸いにも、佐賀県において発生したこれまで記録に残る地震では、震度6強以上のものはなく、その被害も大規模ではなかった。

歴史の資料によると、佐賀市周辺で発生した被害地震としては、679年の筑紫国の地震（M6.5～7.5）の際には、詳細は不明であるが相当大的な被害が生じたと考えられている。

1700年の壱岐・対馬の地震（M7）では、佐賀で瓦が落ちるなどの被害が生じ、1703年の小城付近の地震（M不明）により、古湯温泉の城山が崩れ温泉が埋まったと伝えられている。

また、1831年の佐賀市付近の地震（M6.1）では、佐賀城の石垣が崩れ、住戸の倒壊もあったとされている。

佐賀市では、2005年の福岡県西方沖（北西沖）を震源とする地震で震度4、2016年の熊本県熊本地方を震源とする地震で震度5強、2022年の日向灘を震源とする地震で震度4、2024年の日向灘を震源とする地震で震度4を観測した。

平成17年（2005年） 福岡県西方沖（北西沖）を震源とする地震
（佐賀市駅前中央で震度3以上）

年月日	発生時間	震 源			震度 （佐賀）	規模
		地名	北緯	東経		
平成17年3月20日	10時53分	福岡県西方沖 （北西沖）	33.74	130.18	4	7.0
平成17年4月20日	6時11分		33.68	130.29	4	5.8
平成17年4月20日	9時9分		33.68	130.28	3	5.1

（佐賀地方気象台発表資料）

平成28年（2016年） 熊本県熊本地方を震源とする地震
（佐賀市駅前中央で震度4以上）

年月日	発生時間	震 源			震度 （佐賀）	規模
		地名	北緯	東経		
平成28年4月14日	21時26分	熊本県熊本地方	32.44	130.48	4	6.5
平成28年4月16日	1時25分		32.45	130.45	5	7.3

（佐賀地方気象台発表資料）

令和４年（２０２２年） 宮崎県日向灘を震源とする地震
（佐賀市駅前中央で震度３以上）

年月日	発生時間	震 源			震度 （佐賀）	規模
		地名	北緯	東経		
令和４年１月２２日	１時８分	宮崎県日向灘	32.42	132.04	3	6.6

※ 諸富、川副の観測点で震度４を観測

（佐賀地方気象台発表資料）

令和６年（２０２４年） 宮崎県日向灘を震源とする地震
（佐賀市駅前中央で震度３以上）

年月日	発生時間	震 源			震度 （佐賀）	規模
		地名	北緯	東経		
令和６年８月８日	１６時４２分	宮崎県日向灘	31.7	131.7	3	7.1

※ 川副の観測点で震度４を観測

（佐賀地方気象台発表資料）

【津波災害】

本県において発生した津波災害は、「島原大変」で知られる島原の眉山崩壊によるものが記録されている。

寛政４年旧暦４月１日（1792年５月21日）、大音響とともに襲った大地震によって、眉山が突如崩壊、3億立方メートルを超える土砂が人家や田畑を埋め尽くすとともに、有明海へ向かって崩れ落ち、この衝撃によって巨大な津波が発生した。

記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

しかし、平成22年２月27日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した1999年４月以来始めて有明・八代海に津波警報が発表された。幸い、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、被害はなかった。チリ近海では50年前にも大きな地震がおり、日本では三陸沖海岸沿岸を中心に大きな被害を受けている。

また、平成23年３月11日に発生した「2011年東北地方太平洋沖地震」による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cmの津波が観測された。

令和６年能登半島地震による津波では、佐賀県北部に対し津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cm、唐津港で13cmの津波が観測された。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

佐賀県における過去の主要被害地震

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記 事
679 年-月-日 (天武 7 年)	筑紫国	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅 6m、長さ 10 kmの地割れを生ず。
1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日)	壱岐・対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日)	小 城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年 7 月 28 日)	日向・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792 年 5 月 21 日 (寛政 4 年 4 月 1 日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、流家 59 軒（眉山崩壊による津波被害）
1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日)	肥 前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年)	熊 本	6.3	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898 年 8 月 10 日～12 日 (明治 31 年)	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966 年 11 月 12 日 (昭和 41 年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶の落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損
1968 年 4 月 1 日 (昭和 43 年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線 2 か所切断、家庭用配線 9 か所切断
1987 年 3 月 18 日 (昭和 62 年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし

2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県 西方沖	7.0	みやき町で震度 6 弱を観測、 人的被害 重症 1 名、軽症 14 名 家屋被害 半壊 1 件、一部損壊 136 件 ※被害は、平成 17 年 4 月 20 日の最大余震も含まれる。
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神埼市、上峰町で震度 5 強を観測 4 月 14 日からの一連の地震による被害は、 重症者 4 名、軽傷者 9 名
2022 年 1 月 22 日 (令和 4 年)	日向灘	6.6	佐賀市諸富、佐賀市川副で震度 4 を観測
2024 年 8 月 8 日 (令和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市川副で震度 4 を観測

資料 福岡管区気象台要報第 25 号（昭和 45 年 3 月），第 36 号（昭和 56 年 2 月）

佐賀県災異誌第 1 巻（1964 年 3 月），第 2 巻（1974 年 3 月）

日本被害地震総覧（1996 年）

福岡管区気象台災害時自然現象報告書 2005 年第 1 号（平成 17 年 4 月）

福岡管区気象台災害時自然現象報告書 2016 年第 1 号（平成 28 年 12 月）

第3節 地震被害の想定

第1項 基本的考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、佐賀県が実施した下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震・津波について、佐賀市内の被害想定等を整理する。

- 佐賀県地震被害等予測調査（平成 25～26 年度 佐賀県危機管理防災課）
- 佐賀県津波防災対策調査（平成 26～27 年度 佐賀県農山漁村課）
- 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成 27 年度 佐賀県危機管理防災課）

※被害想定等の取扱いについては、

- 震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと。
- 被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないことなどに留意すること。

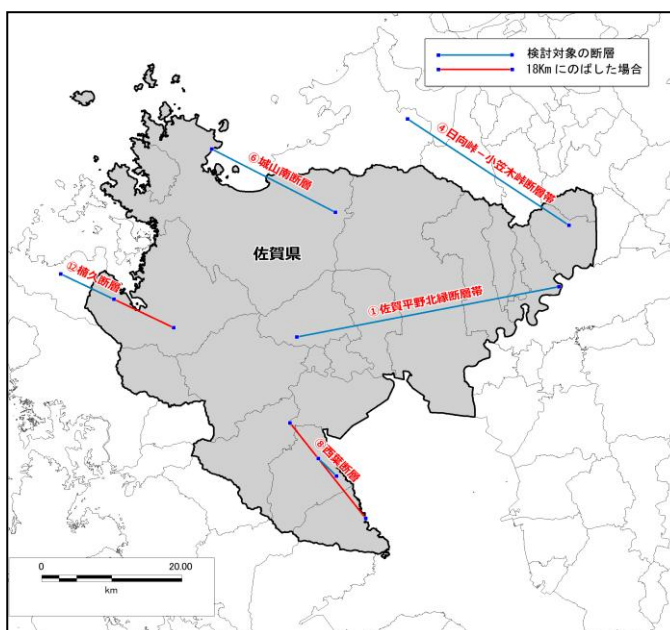
第2項 地震による被害の想定

Ⅰ 想定地震の設定

(Ⅰ) 想定候補となる地震、詳細検討を行う震源のモデル設定

第1章第2節第2項で示した佐賀県内及び周辺地域の14の活断層のうち、佐賀県地域防災計画では県内への影響が大きい5つの断層（帯）について、詳細検討を行う震源のモデルとして設定している。

- ① 佐賀平野北縁断層帯
- ② 日向峠－小笠木峠断層帯
- ③ 城山南断層
- ④ 西葉断層
- ⑤ 楠久断層



出典：佐賀県地域防災計画

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域（※１）の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとしている。

※佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル（※２）

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域が３つの場合を２ケース、強震動生成域が２つの場合を２ケース及び強震動生成域が１つの場合を１ケース、計５ケースの地震動を予測。

【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

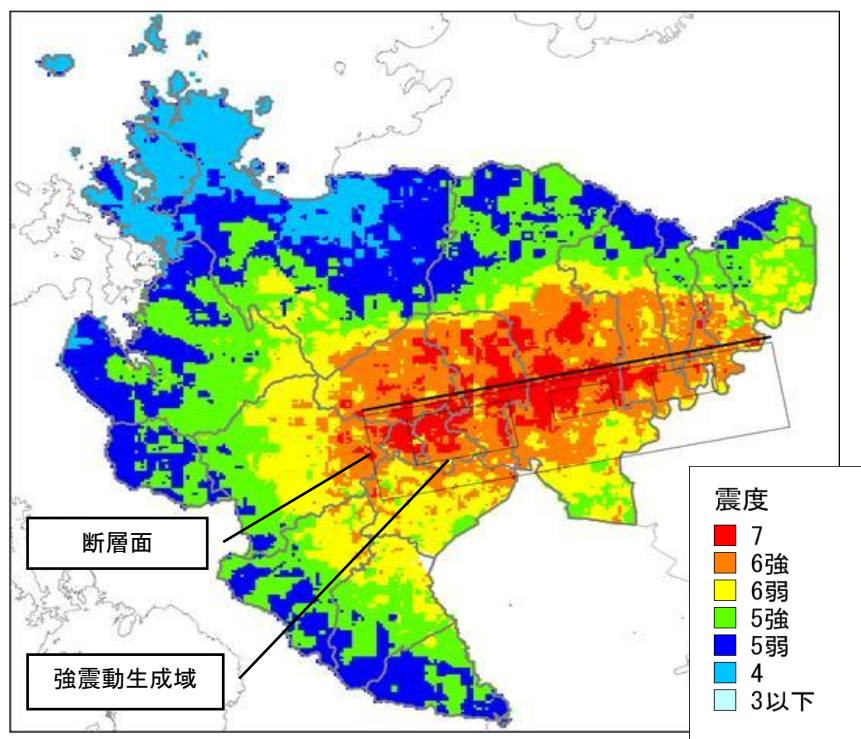
断層（帯）名	断層の長さ (km)		走向 (°)	傾斜 (°)	上端 深さ (km)	幅 (km)	マグニ チュー ド M	モーメン ト マグニ チュー ド※７ M _w	計算用 断層モデル (km)	
	既往 資料	検 討 上 の 長 さ							長さ	幅
佐賀平野北縁断層帯	38	38	79	80S → 60S	3 → 2	17	7.5	6.9	40	18
日向峠－小笠木峠断層帯	28	28	305	90	3 → 1	15	7.2	6.7	28	16
城山南断層	19.5	19.5	118.6	90	3 → 1	17	7.0	6.5	20	18
西葉断層	3.5	18	143	75SW	3 → 2	18	6.9	6.5	18	18
楠久断層	8.6	18	116	90	3	18	6.9	6.5	18	18

出典：佐賀県地域防災計画

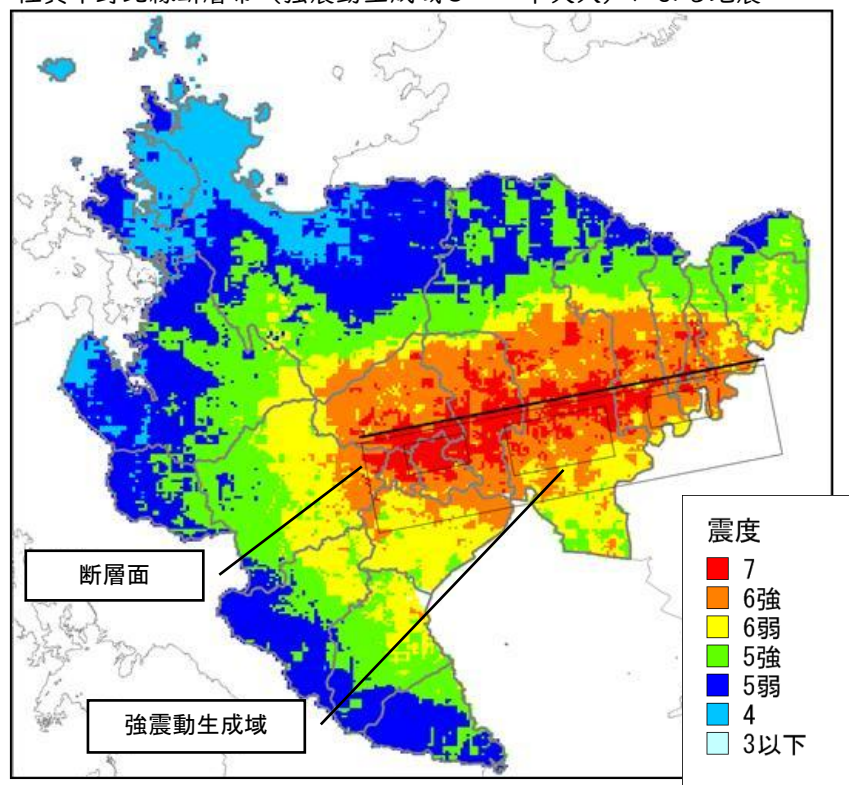
(2) 地震動の想定

県が行った地震動の予測結果のうち、本市への影響が最大とされている佐賀平野北縁断層帯の「強振動予測図」は次のとおりである（5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載）。

≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震≫



≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大）による地震≫



出典：佐賀県地域防災計画

【用語の解説】

＊１：強震動生成域

断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語の Asperity のことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。

＊２：特性化震源モデル

強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域（周期１秒前後）の地震動を評価可能なように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞りモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。

２ 被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行っている。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の３つの被害シーンで実施したものである。

- 冬 深夜：大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- 夏 昼 12 時：大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- 冬 タ 18 時：火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

佐賀県地震被害等予測調査結果に基づき、県が示した本市の地震被害の予測結果は次のとおりである。

地震の被害想定結果一覧表：佐賀市

震源断層 被害項目			佐賀平野北縁断層帯 ケース3			佐賀平野北縁断層帯 ケース4			日向峠－小笠木峠断層帯			
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	
建物被害	建物棟数（棟）		130,000			130,000			130,000			
	全壊・焼失棟数（棟）		約32,000	約32,000	約34,000	約28,000	約29,000	約30,000	約120	約120	約120	
	全壊・焼失率（％）		24	25	26	21	22	23	0	0	0	
	半壊棟数（棟）		約27,000			約28,000			約1,300			
	半壊率（％）		21			22			1			
人的被害	滞留人口（人）		238,000	261,000	252,000	238,000	261,000	252,000	238,000	261,000	252,000	
	死者数（人）		約2,800	約2,300	約2,900	約2,100	約1,400	約1,900	*	*	*	
	死者率（％）		1.2	0.9	1.1	0.9	0.5	0.8	0.0	0.0	0.0	
	負傷者数（人）		約8,100	約6,500	約6,700	約7,700	約5,600	約6,100	約120	約70	約90	
	負傷者率（％）		3.4	2.5	2.7	3.2	2.1	2.4	0.1	0.0	0.0	
	自力脱出困難者数（人）		約5,200	約3,700	約4,300	約4,400	約3,200	約3,700	*	*	*	
	自力脱出困難者率（％）		2.2	1.4	1.7	1.8	1.2	1.5	0.0	0.0	0.0	
ライフ ライン 被害 ＜被災 直後＞	電力	電灯軒数（軒）		約116,000			約116,000			約116,000		
		停電軒数（軒）		約9,400	約11,000	約14,000	約8,200	約9,500	約12,000	約10	約10	約10
		停電率（％）		8	9	12	7	8	10	0	0	0
	上水道	給水人口（人）		224,000			224,000			224,000		
		断水人口（人）		約196,000	約196,000	約197,000	約195,000	約195,000	約196,000	約24,000	約24,000	約24,000
		断水率（％）		87	88	88	87	87	88	11	11	11
	下水道	処理人口（人）		189,000			189,000			189,000		
		機能支障人口（人）		約30,000	約33,000	約37,000	約28,000	約30,000	約34,000	約250	約250	約250
		機能支障率（％）		16	17	19	15	16	18	0	0	0
	固定電話	回線数（回線）		48,000			48,000			48,000		
		不通回線数（回線）		約7,500	約8,600	約11,000	約6,600	約7,600	約9,400	*	*	*
		不通回線率（％）		16	18	22	14	16	20	0	0	0
	携帯電話	停波基地局率（％）		1	1	2	1	1	2	0	0	0
		不通ランク		E	E	D	E	E	E	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）		約8,300	約8,100	約7,800	約8,600	約8,400	約8,000	約18,000	約18,000	約18,000
		供給停止戸数（戸）		約8,300	約8,100	約7,800	約8,600	約8,400	約8,000	約10	約10	約10
		供給停止率（％）		100	100	100	100	100	100	0	0	0
	LPガス	復旧対象消費者戸数（戸）		約22,000	約22,000	約21,000	約23,000	約23,000	約23,000	約33,000	約33,000	約33,000
		供給停止戸数（戸）		約1,500	約1,400	約1,400	約1,300	約1,300	約1,300	約160	約160	約160
		供給停止率（％）		7	7	7	6	6	6	0	0	0
生活支障 ＜被災 1週間後＞	避難者	夜間人口（人）		238,000			238,000			238,000		
		避難者数（人）		約96,000	約98,000	約100,000	約90,000	約92,000	約94,000	約3,200	約3,200	約3,200
		うち避難所（人）		約48,000	約49,000	約50,000	約45,000	約46,000	約47,000	約1,600	約1,600	約1,600
		避難者率（％）		41	41	42	38	39	40	1	1	1
	物資	食料（食/日）		約173,000	約176,000	約180,000	約163,000	約165,000	約169,000	約5,800	約5,800	約5,800
		飲料水（ℓ/日）		約498,000	約498,000	約498,000	約488,000	約488,000	約488,000	約31,000	約31,000	約31,000
		毛布（枚）		約64,000	約66,000	約69,000	約58,000	約59,000	約62,000	約530	約530	約530
災害廃棄物	災害廃棄物（万m3）		約220	約230	約240	約200	約200	約220	*	*	*	

（注1） 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。
・1,000未満：1の位を四捨五入
・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入
・10,000以上：100の位を四捨五入

（注2） *：わずか
－：被害なし、対象なし
0：小数点以下は四捨五入して表現
D：携帯電話不通ランクD=停電率・不通回線率の少なくとも一方が20%以上となる地域
E：携帯電話不通ランクE=停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

地震の被害想定結果一覧表：佐賀市

震源断層 被害項目			城山南断層			楠久断層			西葉断層		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数（棟）		130,000			130,000			130,000		
	全壊・焼失棟数（棟）		*	*	*	－	－	－	約10	約10	約10
	全壊・焼失率（％）		0	0	0	－	－	－	0	0	0
	半壊棟数（棟）		約10			－			約50		
	半壊率（％）		0			－			0		
人的被害	滞留人口（人）		238,000	261,000	252,000	238,000	261,000	252,000	238,000	261,000	252,000
	死者数（人）		*	*	*	*	*	*	*	*	*
	死者率（％）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	負傷者数（人）		*	*	*	*	*	*	*	*	*
	負傷者率（％）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	自力脱出困難者数（人）		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自力脱出困難者率（％）		－	－	－	－	－	－	－	－	－
ライフライン被害 ＜被災直後＞	電力	電灯軒数（軒）	約116,000			約116,000			約116,000		
		停電軒数（軒）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		停電率（％）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上水道	給水人口（人）	224,000			224,000			224,000		
		断水人口（人）	－	－	－	－	－	－	約1,500	約1,500	約1,500
		断水率（％）	－	－	－	－	－	－	1	1	1
	下水道	処理人口（人）	189,000			189,000			189,000		
		機能支障人口（人）	約40	約40	約40	*	*	*	約70	約70	約70
		機能支障率（％）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定電話	回線数（回線）	48,000			48,000			48,000		
		不通回線数（回線）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		不通回線率（％）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯電話	停波基地局率（％）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		不通ランク	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）	約18,000	約18,000	約18,000	約18,000	約18,000	約18,000	約18,000	約18,000	約18,000
		供給停止戸数（戸）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		供給停止率（％）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	LPガス	復旧対象消費者戸数（戸）	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000	約33,000
		供給停止戸数（戸）	*	*	*	－	－	－	－	－	－
		供給停止率（％）	0	0	0	－	－	－	－	－	－
生活支障 ＜被災1週間後＞	避難者	夜間人口（人）	238,000			238,000			238,000		
		避難者数（人）	*	*	*	－	－	－	約120	約120	約120
		うち避難所（人）	*	*	*	－	－	－	約60	約60	約60
		避難者率（％）	0	0	0	－	－	－	0	0	0
	物資	食料（食/日）	約10	約10	約10	－	－	－	約210	約210	約210
		飲料水（ℓ/日）	－	－	－	－	－	－	約1,000	約1,000	約1,000
		毛布（枚）	*	*	*	－	－	－	約20	約20	約20
災害廃棄物	災害廃棄物（万m3）	*	*	*	－	－	－	*	*	*	

（注1） 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、

（注2） *：わずか

数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。

・1,000未満：1の位を四捨五入

・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入

・10,000以上：100の位を四捨五入

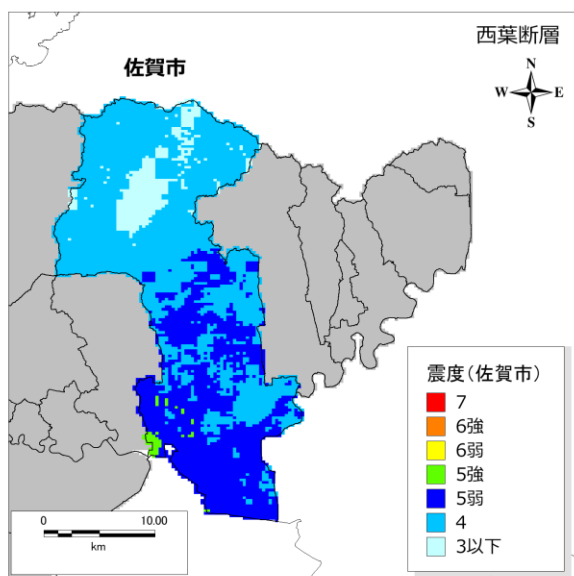
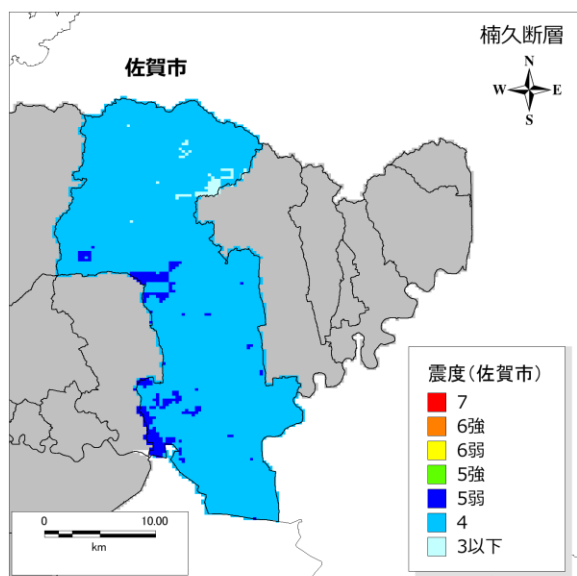
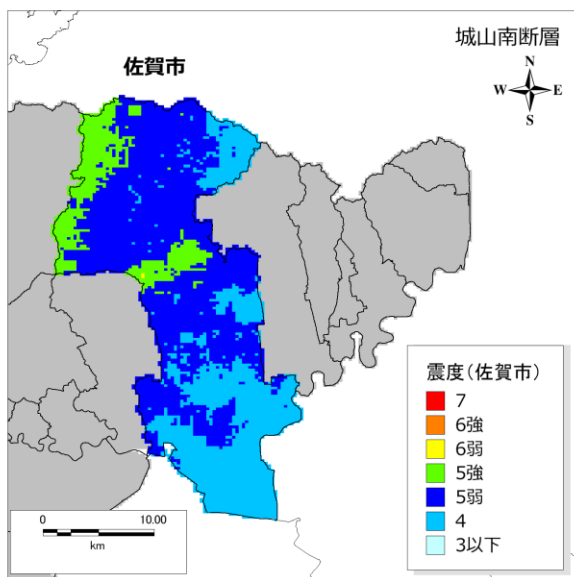
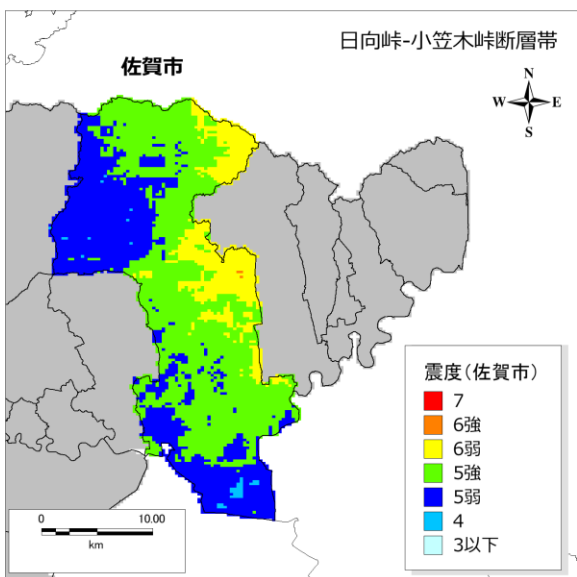
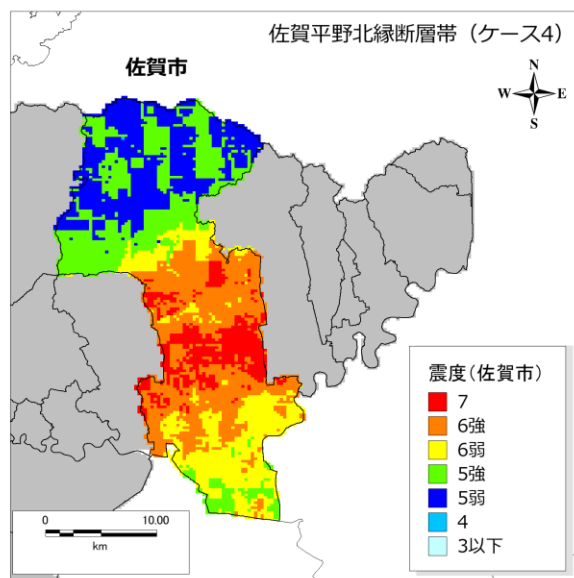
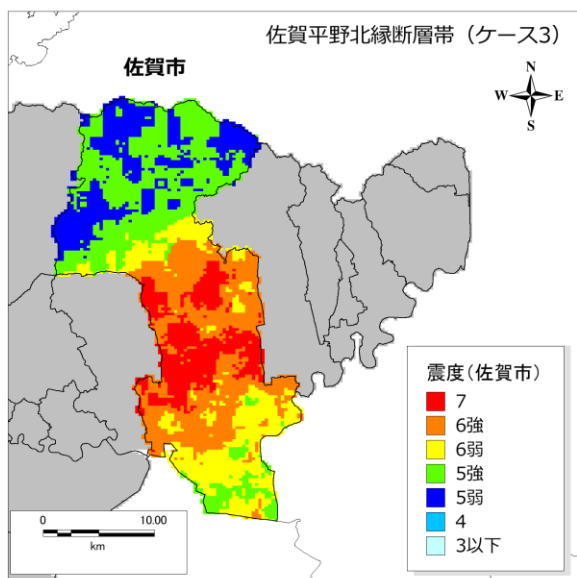
-：被害なし、対象なし

0：小数点以下は四捨五入して表現

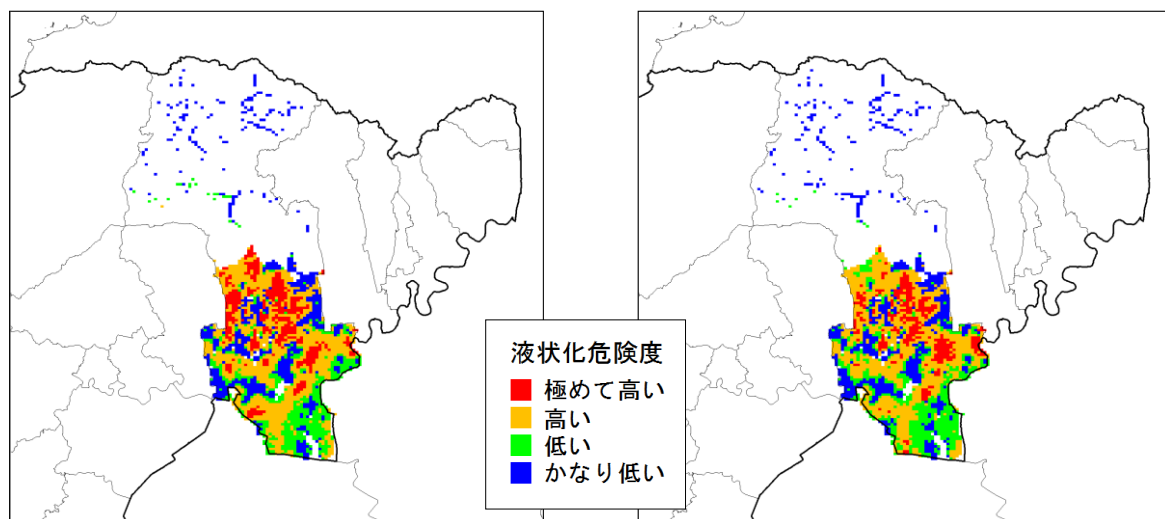
D：携帯電話不通ランクD=停電率・不通回線率の少なくとも一方が20%以上となる地域

E：携帯電話不通ランクE=停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

地表の地震動の震度分布図

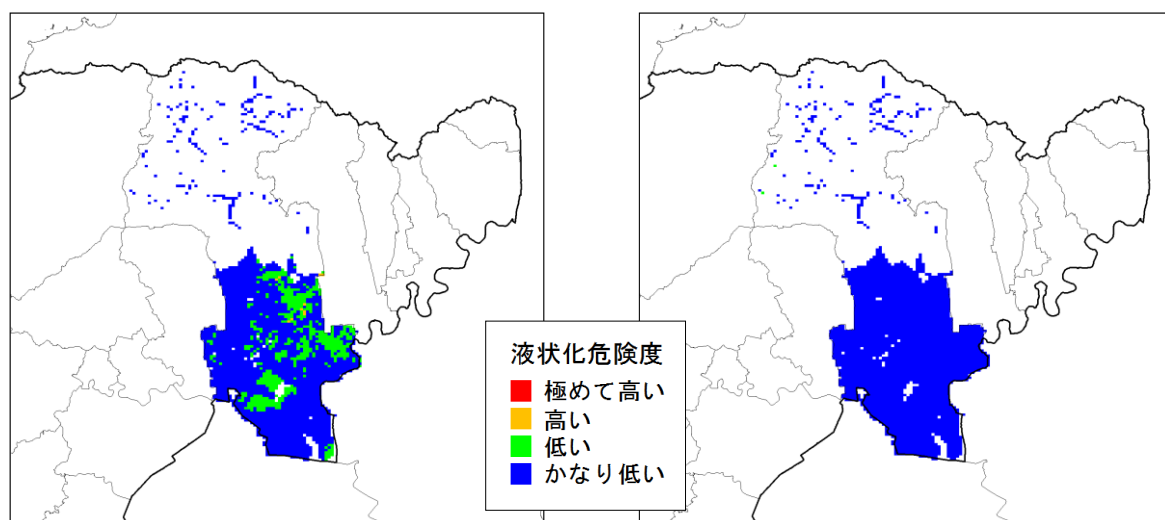


液状化危険度の評価値の分布図



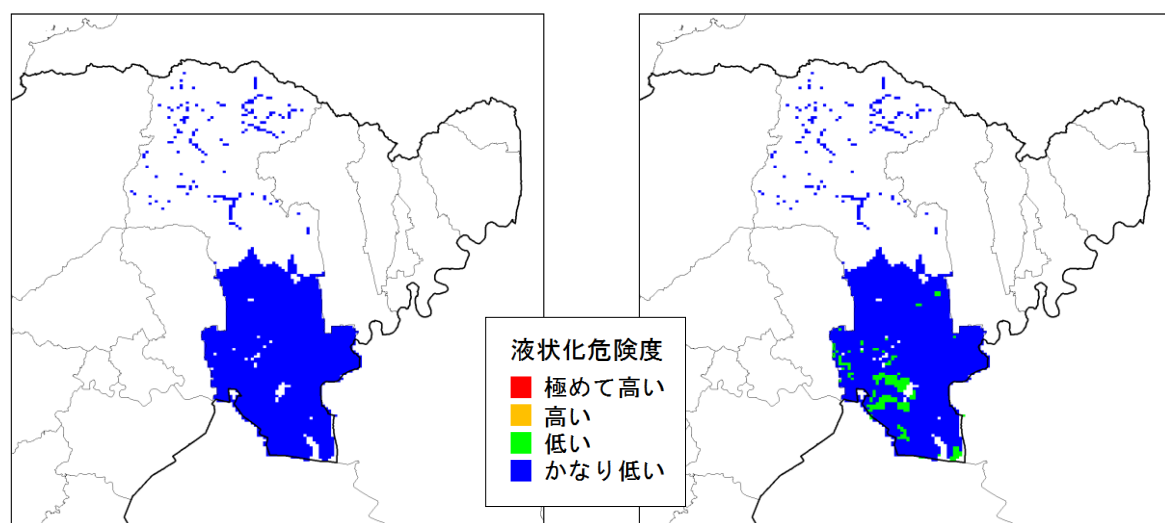
佐賀平野北縁断層帯ケース3の地震

佐賀平野北縁断層帯ケース4の地震



日向峠-小笠木峠断層帯の地震

城山南断層の地震

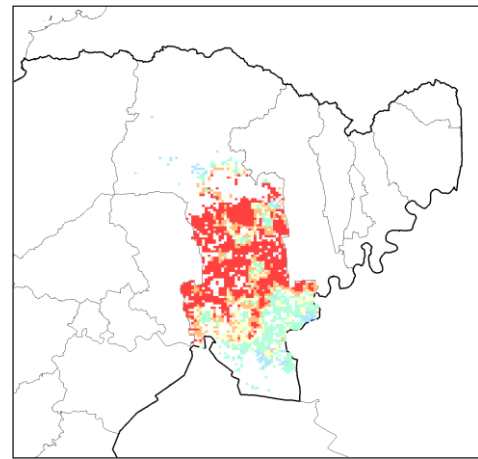
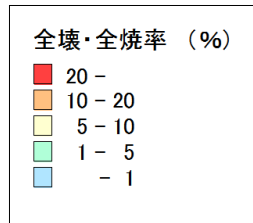


楠久断層の地震

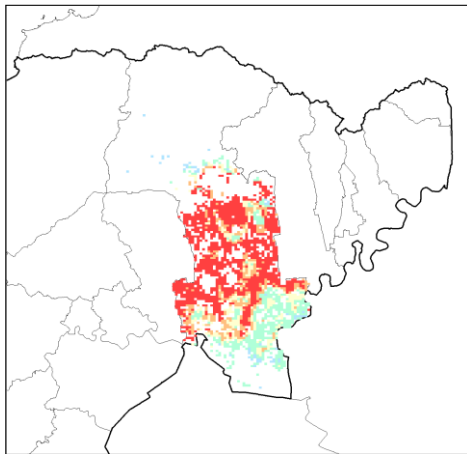
西葉断層の地震

建物被害想定結果

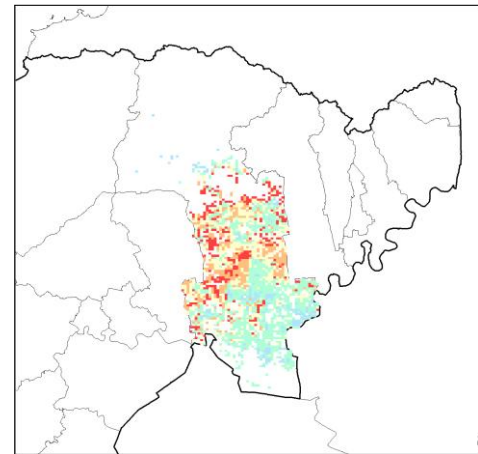
・佐賀平野北縁断層帯ケース 3 の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

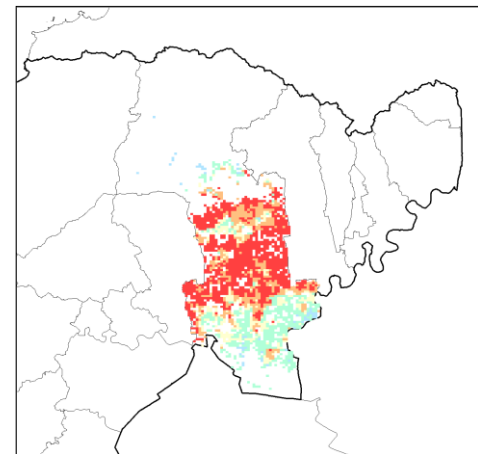
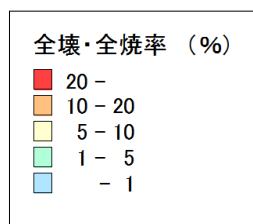


木造建物の全壊・全焼率

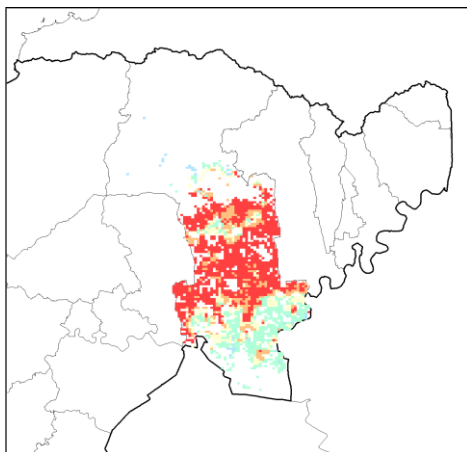


非木造建物の全壊・全焼率

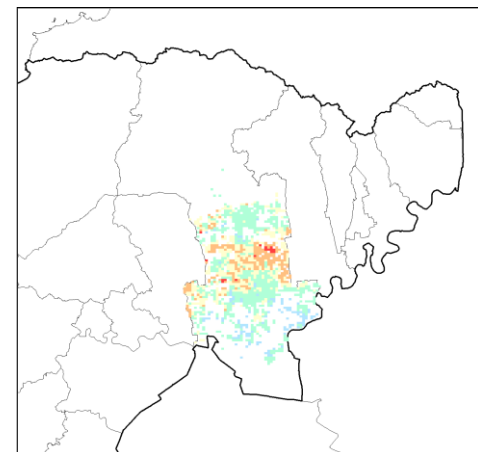
・佐賀平野北縁断層帯ケース 4 の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

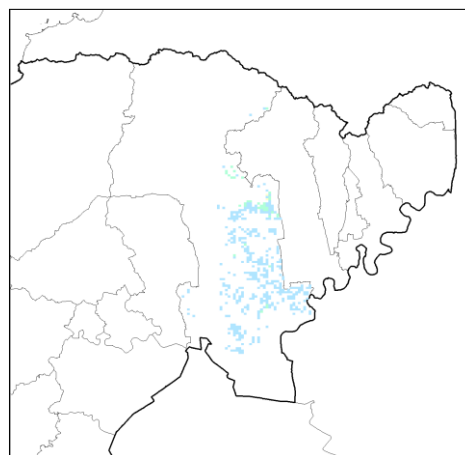
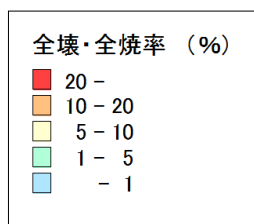


木造建物の全壊・全焼率

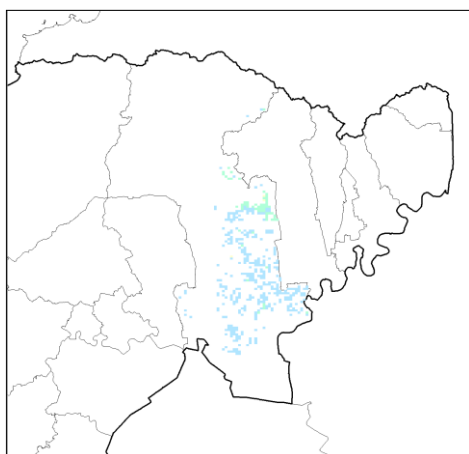


非木造建物の全壊・全焼率

・日向峠-小笠木峠断層帯の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

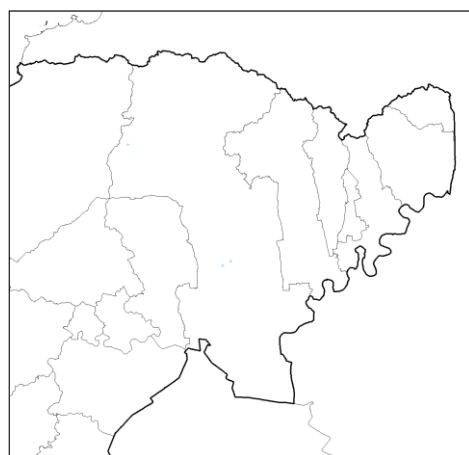
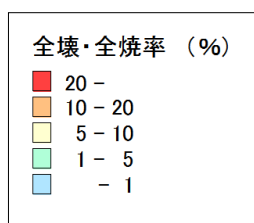


木造建物の全壊・全焼率



非木造建物の全壊・全焼率

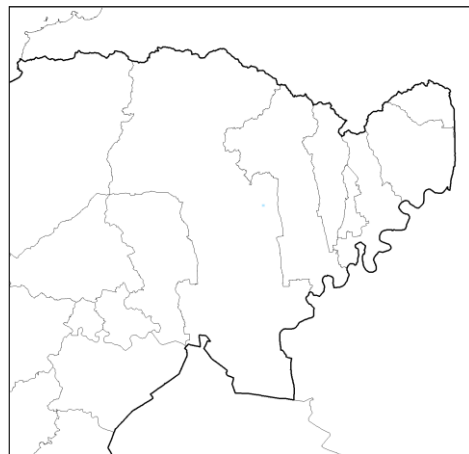
・城山南断層の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

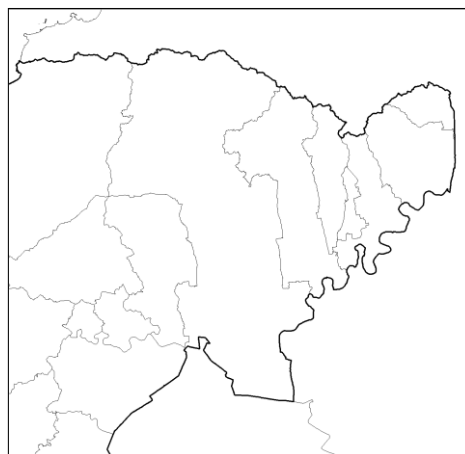
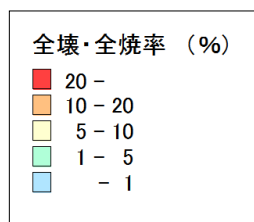


木造建物の全壊・全焼率

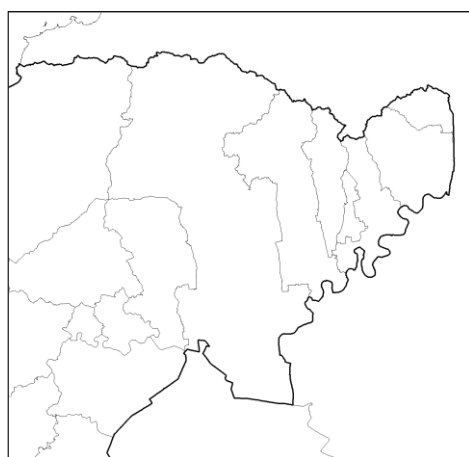


非木造建物の全壊・全焼率

・楠久断層の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

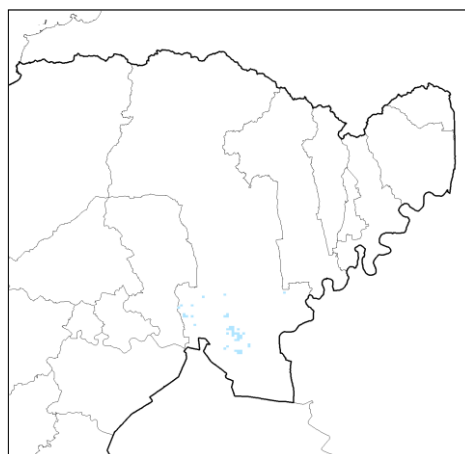
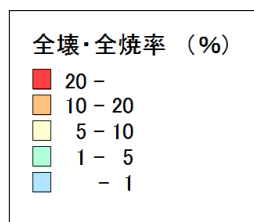


木造建物の全壊・全焼率

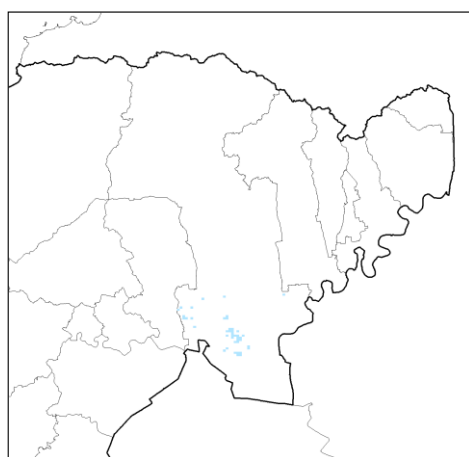


非木造建物の全壊・全焼率

・西葉断層の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率



木造建物の全壊・全焼率



非木造建物の全壊・全焼率

第3項 津波による被害の想定

Ⅰ 想定津波の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日 法律第123号）及び「津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.00」（平成24年10月 国土交通省水管理・国土保全局 海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に則して、本市沿岸に最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定する。

(1) 波源の設定

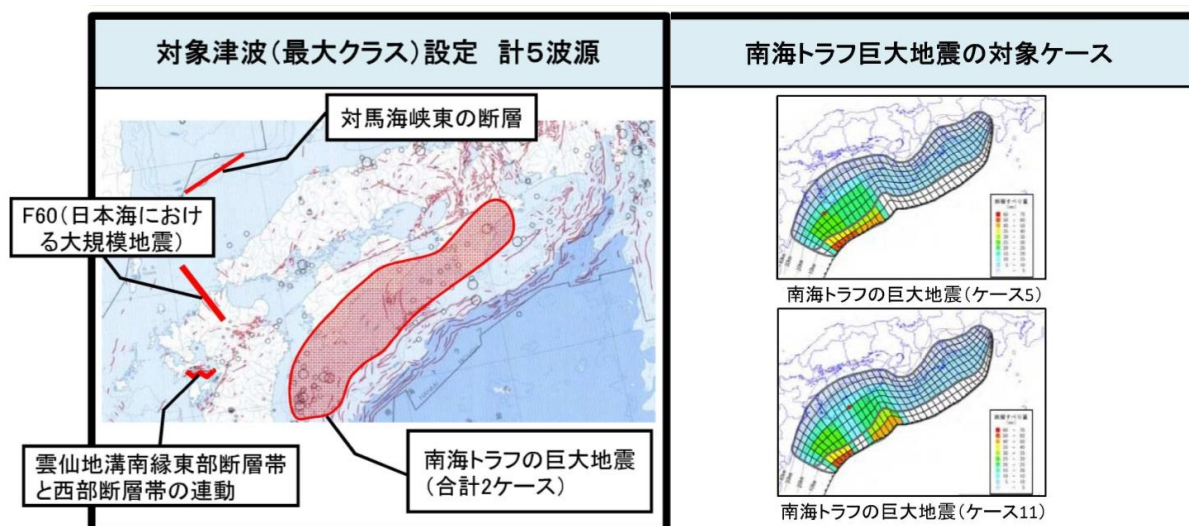
想定する津波の波源については、以下のとおり設定する。

○有明海沿岸

- ・雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動（ $M_w=7.1$ ）
- ・南海トラフ巨大地震（ $M_w=9.1$ ）

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第2次報告） 津波断層モデル編」

（内閣府 平成24年8月公表）におけるケース5及びケース11



出典：佐賀県地域防災計画

(2) 津波の概要及び浸水想定

波源による津波の予測結果は次のとおりである。

なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、有明海側の各波源の予測結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示している。

潮 位：初期潮位は、有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、有明海：TP2.72mに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

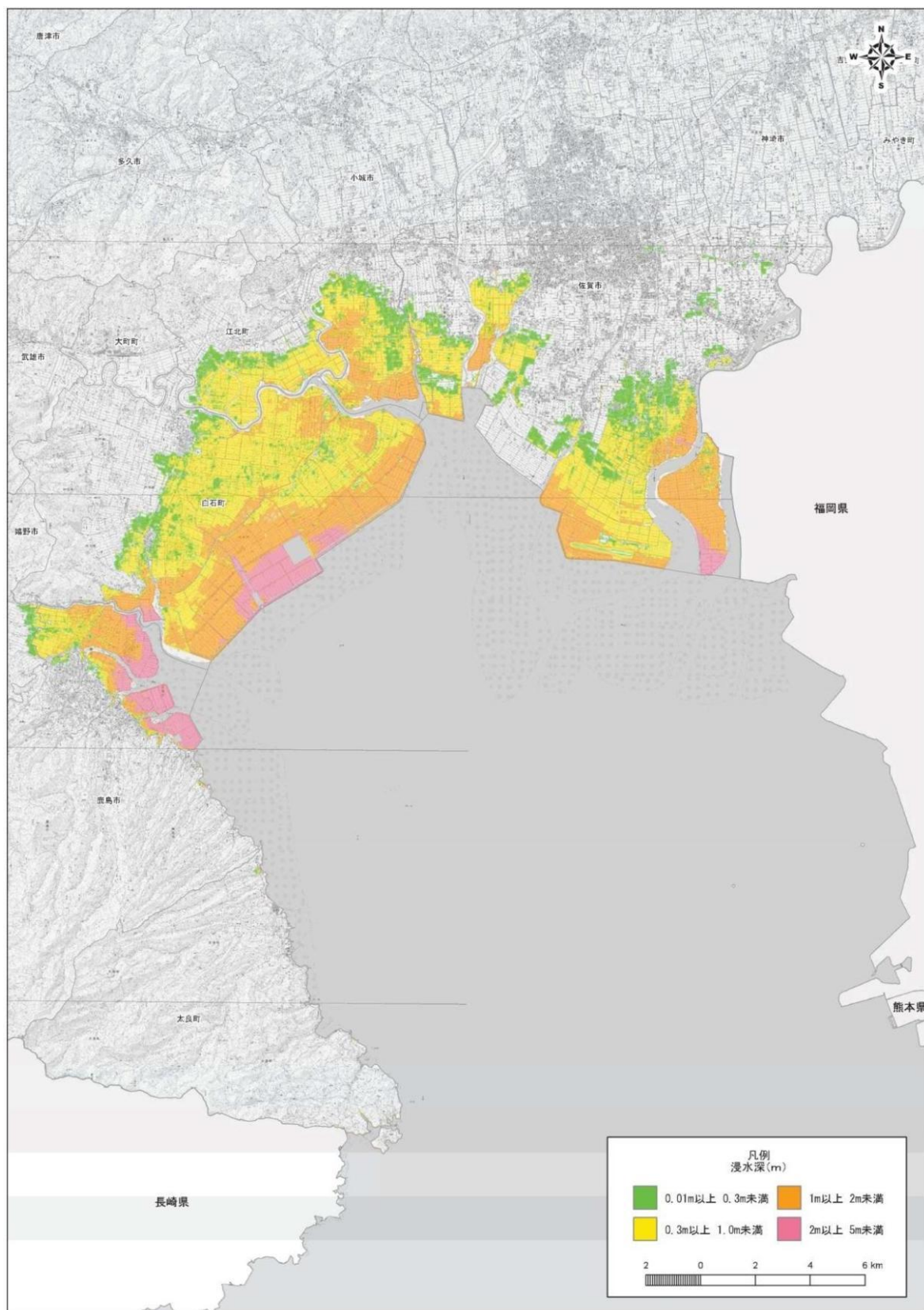
堤 防：耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下するものとした。

【想定最大津波高等（有明海沿岸）】



有明海沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3)の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波波高(TP) (3)=(1)+(2)	
佐賀市	0.48m	2.72m	3.2m	286 分
小城市	0.38m	2.72m	3.1m	290 分
白石町	0.48m	2.72m	3.2m	289 分
鹿島市	0.48m	2.72m	3.2m	299 分
太良町	0.78m	2.72m	3.5m	48 分

出典：佐賀県地域防災計画



※ 有明海側については、太良町の一部を除いて、海岸堤防からの浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所のほとんどは河川堤防からの流入となっている（ほとんどは津波による直接の浸水ではない）。これは、堤防沈下条件（耐震性の技術的評価がなされていない場合、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下する）に起因するものである。

2 被害の想定

有明海における津波の被害想定は、波源位置が佐賀県に距離的に近い雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動による地震を波源として設定し、主に中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行っている。

ただし、有明海側の人的被害（死者・負傷者）については、浸水想定における河川堤防の沈下に係る条件設定に起因し、地震発生直後から（津波到達よりも前に）堤内側に浸水する現象が多く発生する一方、津波による直接の浸水ではないことから、内閣府の大規模水害の被害想定等を参考に、手法を一部改良したものである。

被害想定は、時間帯別の滞留人口の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施したものである。

- ・ 深夜 人口のほとんどが住宅にいるケース
- ・ 昼 12 時 人口が事務所・学校に移動しているケース
- ・ タ 18 時 上記2つの中間時間帯のケース

夏季の海水浴客については全ての海水浴場の入込客数データが揃っていないため考慮しないこととしたこと、火災の被害（火器の使用）は津波被害には影響しないことなどから、津波の被害想定に当たっては、地震の被害想定とは異なり夏と冬の季節区分は設定していない。

一方で、発災の時間帯に起因する被害の増減の要因として、夜間における避難開始の遅れや避難速度の低下については考慮されている。

また、人的被害については、避難の開始時期によっても変わってくることから、次の①～②の4ケースを想定して検討したものである。

【避難の有無、避難開始時期の設定（中央防災会議）】

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに 避難する (直接避難)	避難するが すぐには 避難しない (用事後避難)	
①	早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
②	早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%
③	早期避難者比率が高い場合(避難呼びかけ)	70%	30%	0%
④	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%

【津波の被害想定の結果一覧表】

			玄界灘			有明海			
			西山断層帯			雲仙地溝帯 南縁東部断層帯と西部断層帯 の連動地震			
			深夜	12時	18時	深夜	12時	18時	
建物被害			建物棟数（棟）	116, 000			226, 000		
			全壊（棟）	約30			約210		
			半壊（棟）	約590			約6, 900		
			計（全半壊）（棟）	約620			約7, 100		
			全半壊率（％）	0. 5			3. 1		
人的被害	早期避難者比率が低い場合	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約30	約30	約30	約260	約180	約210	
		負傷者（人）	約340	約340	約330	約2, 600	約1, 800	約2, 000	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 1	0. 0	0. 1	
		負傷者率（％）	0. 2	0. 2	0. 2	0. 7	0. 5	0. 5	
	早期避難者比率が高い場合	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約20	約20	約20	約90	約60	約70	
		負傷者（人）	約230	約240	約240	約1, 500	約970	約1, 100	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 1	0. 1	0. 1	0. 4	0. 2	0. 3	
	早期避難者比率が高い場合 ＋ 避難呼びかけ	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約10	約10	約10	約10	約10	約10	
		負傷者（人）	約180	約200	約190	約1, 100	約630	約770	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 1	0. 1	0. 1	0. 3	0. 2	0. 2	
	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約10	約10	約10	約10	約10	約10	
		負傷者（人）	約170	約190	約190	約980	約560	約690	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 1	0. 1	0. 1	0. 3	0. 1	0. 2	
災害廃棄物等			災害廃棄物（㎡）	約2, 800			約16, 000		
			津波堆積物（㎡）	約229, 000 ～ 約366, 000			約2, 823, 000 ～ 約4, 516, 000		
			計（㎡）	約232, 000 ～ 約369, 000			約2, 839, 000 ～ 約4, 532, 000		

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入

・10,000以上：100の位を四捨五入

第４節 地震・津波災害に関する調査研究の推進

県、各消防関係機関、市（総務対策部）

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定の一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、県などが実施する地震・津波災害に関する各種の調査研究の成果に着目し、本市に係わる地震・津波災害予測などについて注視し、その結果を考慮した地震・津波災害対策に努める。

また、地震・津波災害の調査研究の基礎となる、自然条件、社会条件を把握し、市内及び全県で調査、収集することによりデータベース化して情報の利用を図る。

Ⅰ 基礎的調査研究の実施

(1) 自然条件に関する調査

自然条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

- ・地盤及び地質：ボーリング柱状図表層地質図
- ・活断層の状況：活断層の分布及び活動状況

(2) 社会条件に関する調査研究

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

ア ハード面

- ・建築物の用途、規模、構造等の現況
- ・道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ・ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- ・耐震性貯水槽等消防水利の現況

イ ソフト面

- ・昼夜間人口、避難行動要支援者人口の分布
- ・市民の防災意識

(3) 災害事例

市内外で発生した地震・津波災害、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

2 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の地震・津波災害強化等の災害予防策、市民への普及啓発の資料として、危険度評価等の防災アセスメントは効果的であることから、県及び防災機関と協力して定期的に実施し、災害対策について検討する。

・ 防災アセスメント調査の実施

3 被害想定調査の実施

(1) 被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県及び防災関係機関と協力して実施する。

(2) 地震被害予測システムの活用

総務省消防庁が公表している「簡易型地震被害想定システム」を活用するなど、地震被害予測に関する情報を有効的な活用を図る。

(3) 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果について、社会状況の変化に応じるため、定期的に見直しを図る。

4 地震・津波災害対策に関する調査研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大要因、被害軽減方法を調査研究して、災害防止策の向上に努める。

【調査研究テーマ】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 災害に強いまちづくりの調査研究・ 被害軽減のための調査研究・ 防災教育、訓練のための調査研究・ 応援、派遣に関する調査研究・ 災害情報の収集伝達に関する調査研究・ 被災者生活救援のための調査研究・ 応急復旧、事後処理のための調査研究・ 復興のための調査研究 |
|---|

第2章 地震災害予防対策計画

第1節 安全・安心なまちづくり

第1項 保全施設の整備

国、県、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者
市（農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、環境対策部、上下水道事業対策部、各支所対策部）

保全施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものであり、これら公共施設について事前の予防措置を講じることが必要である。

そのため、国、県、市及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

1 地盤災害防止施設等の整備の推進

(1) 治山施設の整備

ア 治山事業

本市は、市域の49%が森林原野で占められ、また、北部山間地域における森林環境の保全は、地震に起因する山地災害の防備と被害の防止軽減を図るために、治山施設の整備を図る。

イ 治山施設の点検と危険箇所の周知等

市は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行うものとする。また、地震後にも、速やかに点検を実施するものとする。

市は、災害時における迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃渓流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	県・市
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
渓流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃渓流の県単独による防災工事	

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業

市は、地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、必要な砂防施設の整備を県に要請するなど、土砂災害に対する被害軽減策に努める。

イ 砂防指定地の点検

市は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険渓流の周知

市は、県及び関係機関と協力し、災害時における迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工など	県

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業

市は、県と共同して、地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備を県に要請する。

イ 地すべり防止区域の点検と周知等

市は、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。また、地震後にも、速やかに点検を実施するものとする。

また、市は、災害時における迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工など	県

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

安全で快適な生活環境を確保するための区域指定の推進、急傾斜地崩壊対策事業により崩壊防止工事の推進を図る。

(ア) 崩壊する恐れのある急傾斜地は、法律に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定するため、市長は、県知事と協議し指定を依頼する。

(イ) 区域の指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域については、県知事が市と連携をとり、急傾斜地の崩壊が生じないように所有者を指導する。

(ウ) 区域の指定を受けた土地所有者又は居住者に対し、市の補助を用いて防災工事を行うよう指導する。市は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を県に要請する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検と周知等

市は、県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。また、地震後にも、速やかに点検

を実施するものとする。

また、市は、災害時における迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市

(5) 土砂災害のソフト事業

ア 土砂災害に関する防災気象情報等の提供

国と県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災ラジオ、さがんメール、さがん電話、さがんFAX、LINE、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、市民に対し迅速かつ的確に伝達する。

(ア) 土砂災害に関する防災気象情報

佐賀地方気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、警戒レベルに応じた警報等を発表する。

(イ) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。

イ 警戒避難体制の整備

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

(ア) 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等について周知を行う。

(ウ) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、校区自治会、単位自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

(エ) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

(オ) 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の一覧表、開設・運営体制、指定避難所開設状況の伝達方法について定める。

(カ) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

(キ) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(6) 採石災害防止対策の推進

市は、地震による採石場の災害を防止するため、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、県に対し、必要な措置を講じるよう要請する。

(7) 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域の指定

市は、県の意向等により、災害の危険の著しいと認められる区域について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条に基づく佐賀県建築基準法施行条例（昭和 46 年条例第 25 号）に従い災害危険区域の指定に関する意見を述べる。

イ 土砂災害危険区域の規制

市は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法に基づき県が定める特別警戒区域において、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などを行う。

(ア) 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと知事が判断した場合に限り許可される。

(イ) 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊などに伴う土石などが建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用される。

(ウ) 建築物の移転などの勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊などが発生した場合にその居住者の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、県知事は特別警戒区域から安全な区域に移転するなどの土砂災害の防止・軽減のための措置を勧告する。

市は、特別警戒区域から安全な区域への移転に際し、支援措置等の情報提供を行う。

(エ) 宅地建物取引における措置

当該宅地又は建物の売買などにあたり特定の開発行為の許可について重要事項説明を行う。

ウ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ア) 市は県とともに、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地

域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））

(イ) 市は、集団移転促進事業を実施しようとするときは、集団移転促進事業の実施に関する計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）を定める。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第三条）

(ウ) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和17年10月1日条例第197号））

(エ) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域においては、知事の判断より移転勧告等、土砂災害の防止・軽減のための措置が実施される。（イ 土砂災害特別警戒区域参照）

(8) 大規模盛土造成地における宅地耐震化の推進

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、市民の宅地被害に対する関心を高め、防災意識の向上を図る。

(9) 地盤の液状化対策の推進

市等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、住宅・宅地の液状化対策として、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、住民への適切な情報提供等を図る。

ア 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化を図る。

イ 地盤情報の公開

地盤情報など地震災害対策に向けたデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等への活用を図る。

また、市内各地区の地震災害危険度に関する情報を、防災マップとして公開する。

(10) 地盤沈下対策の推進

市は、地盤沈下対策として地盤沈下量及び地下水位の観測を行い、その監視に努める。

2 河川、クリーク、海岸及びため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

イ 水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・

樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
地震・高潮対策河川事業	高潮防御及び地盤沈下地区の内水対策等河川事業の推進を図る。	県
広域河川改修事業・総合流域防災事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	
河川環境整備事業	自然環境の保全、利便施設の整備を図ることにより、良好な水辺空間の創出を図る。	国
直轄河川改修事業	直轄河川の治水安全度向上、情報基盤整備、堤防補強対策などを実施する。	

(2) クリークの整備

ア クリークの整備の推進

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、災害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
クリーク防災機能 保全対策事業	地域を洪水から守る防災機能の強化・保全するために、クリークの護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施する。	県

(3) 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の地震及び津波に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門、樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、背後地における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など	県・市
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
海岸メンテナンス事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	

(4) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

市は、決壊した場合に人的被害を与える恐れのある防災重点ため池を選定する。市と県は連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
ため池等整備事業	ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。	県

3 下水道施設の整備

市は、地震に対する安全性を確保するため、雨水幹線水路及び排水機場等の計画的な整備に努める。

また、日常の巡視及び点検を実施し、管渠の現状を把握して、不良部分については、補修又は改修に努め、地震発生による被害を最小限にとどめる。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心とした耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を行う。

ウ 耐震化の具体例

- ・可とう性、伸縮性を有する継手の採用
- ・地盤改良等による液状化対策

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市

第2項 都市及び建築物の耐震化・不燃化

国、県、県警察、佐賀広域消防局 市（総務対策部、建設・都市戦略対策部、教育対策部）
--

Ⅰ 都市の耐震化・不燃化の推進

都市の耐震化・不燃化促進に向け、中長期的な展望も含めた都市づくりを推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を推進し、震災に強い都市づくりを進める。

(Ⅰ) 防火・準防火地域の指定

狭小な宅地の連担並びに類焼の恐れのある建築物の多く存在する場所は、震災により多くの被害が生じる恐れがあり、都市防火不燃化促進事業や居住環境整備事業等により街区の不燃化対策を進める。

また、延焼遮断帯となる道路や公園の整備と併せて、防火地域及び準防火地域の指定を検討するなど、都市の不燃化対策を図る。

(2) 耐震診断・耐震改修の啓発

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、一般市民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う。

(3) 地域特性への対応

市内においても、地域によって地形や地質及び地盤等の自然条件が異なり、地域ごとに建物被害の要因や内容が異なるため、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件を考慮した対策を実施する。

また、木造住宅密集地域に対しては、不燃化を進めるために、計画的な地区更新活動に向けた指導に努める。

(4) 防災上重要な建築物の耐震化

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいことから、重点的に推進する。

2 建築物の耐震化・不燃化の推進

市は県とともに、防災関係機関と協力し、住宅の耐震改修手法等の開発、建築士等の第三者によるアドバイス等のサービス強化、事例・費用・事業者情報・契約方法等の情報提供内容の充実及び耐震性の評価・改修に関するわかりやすいマニュアル策定等、住宅並びに公共施設等の耐震診断・耐震補強の促進支援策の充実に努める。

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

耐震基準適用以前（昭和 56 年 5 月 31 日以前）の建築物は地震による被害が大きくなる可能性が高いため、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図る。

- ・建物所有者に対しパンフレット等による耐震診断の必要性のPR
- ・建物所有者に対し建築物の安全確保に関する知識の普及・啓発

(2) 市及び防災上重要な施設の管理者による特殊建築物の耐震化

公共施設及び病院、学校等不特定多数者が利用する市及び防災上重要な施設の管理者は、県の指導内容等に従い耐震化事業に準じ、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、耐震補強工事を計画的に推進することに努める。

【対象となる施設】

- ・市役所庁舎、支所庁舎
- ・警察署、消防署
- ・保育所
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、その他教育施設
- ・被災者の二次的避難所となる社会福祉施設
- ・医師会病院、協同病院、保健センター
- ・高齢者施設、障がい者施設
- ・百貨店、娯楽施設
- ・その他公益上必要な施設（銀行・郵便局など）
- ・その他不特定多数者が利用する施設

(3) 不特定多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（特定既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行うとともに、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

また、市は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

・施設所有者に対する耐震診断、及び耐震改修に関する指導及び助言

(4) 建築物の落下物対策の推進

建築物の落下物を防ぐため、その所有者又は管理者に対し改修を指導し、危険箇所の安全化推進を図る。

また、ブロック塀等が設置されている箇所については、日頃から点検を指導するとともに、危険箇所の安全化を図る。

落下・倒壊危険物の内容及び対策

種 類	内 容	対 策
① 屋内落下物	・ 照明器具 ・ 棚上の荷物 ・ 家具等の転倒	・ 家具を壁や天井等に固定する。 ・ 棚の上に重い荷物を置かないようにする。 ・ 照明器具の落下から身を守るため、照明器具等の下では、就寝しないようにする。
② ビル落下物	・ 窓ガラス ・ 外装材(外壁タイル、モルタル等) ・ 窓取付型クーラー ・ 屋上広告物・看板等 ・ 高架式水槽	・ 落下危険物調査を実施する。 ・ 落下危険物所有者に対し改修を啓発・指導する。 ・ 管理者等に対し、弾性ガラス止め、ガラス飛散防止フィルム、安全ガラス化、外装材の落下防止等により落下防止対策を施すように啓発・指導する。
③ 道路占拠物 (倒壊含む)	・ 自動販売機 ・ 放置自転車 ・ 路上への陳列商品等 ・ 屋外広告物	・ 不法に路上を占有している自動販売機、放置自転車、陳列商品等について、事前指導の徹底を図る。 ・ パトロール車による巡回指導及び警察署と合同による取締りを実施する。
④ ブロック塀等	・ ブロック塀 ・ 大谷石塀 ・ 煉瓦塀等	・ 避難場所周辺や避難場所につながる道路において危険性がある場合は、所有者等に対し、改善の指導及び支援を行う。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

地震等により発生する液状化による建物被害を未然に防ぐため、地盤の液状化対策として、次に掲げる事項を建築物の液状化被害予防対策として指導・推奨に努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進② 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備③ 液状化による被害軽減のための調査研究④ 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。⑤ 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。⑥ 基礎杭を用いる。 |
|---|

4 文化財

国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、所有者又は管理者は、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

第3項 公共施設、交通施設等の整備

国、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、県、県警察、佐賀広域消防局、ＪＲ九州市（農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、交通事業対策部、各支所対策部）

国、県、市及びその他防災関係機関は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路、港湾、空港等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に１～２程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの
 - ウ 多数の人々を収容する建築物等
- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等の耐震性の確保

国、県、県警察、市、消防機関は、昭和５６年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施 設 の 分 類	施 設 の 名 称
災害応急対策活動に必要な施設	市役所庁舎、支所庁舎など
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院など
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館など
多数の者が利用する施設	図書館、博物館、集会施設、福祉施設など

3 交通・通信施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、港湾、漁港、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

4 道路施設の耐震化

市内には、幹線道路として、国道 34 号のほか国道 6 路線、主要地方道 16 路線をはじめとした道路網が整備され、本市の道路骨格を形成している。

そのため、これらの道路における安全性確保を優先的に検討し、耐震化を進める。高速自動車国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

併せて、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

(1) 道路施設の耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、次の対策を実施する。

① 道路防災点検調査の実施

- ・道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。

② 安全化対策工事の実施

- ・道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに安全化対策工事を行う。

【主な安全化対策】

① 橋梁部

- ・落橋防止構造の設置、橋脚補強等の実施を図る。

② 斜面地等

- ・法面保護等の災害防止対策を実施する。

災害対策の中核となる市役所庁舎並びに各支所、避難所となる学校や公民館及び病院などの災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、道の駅大和などの交通施設についても、国や県を含めた施設管理者との協議を進め、耐震点検の実施、耐震化を促し、施設の安全性を確保する。

(2) 道路施設の液状化対策

地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害を最小限に抑えるため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、必要に応じて地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策を行う。

- ・道路防災点検調査を実施する。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

(3) 道路ネットワークの確保

災害時の道路ネットワークを確保するため、以下の対策を実施する。

ア 緊急輸送道路

緊急輸送道路は以下のとおりとする。

(ア) 第1次緊急輸送道路

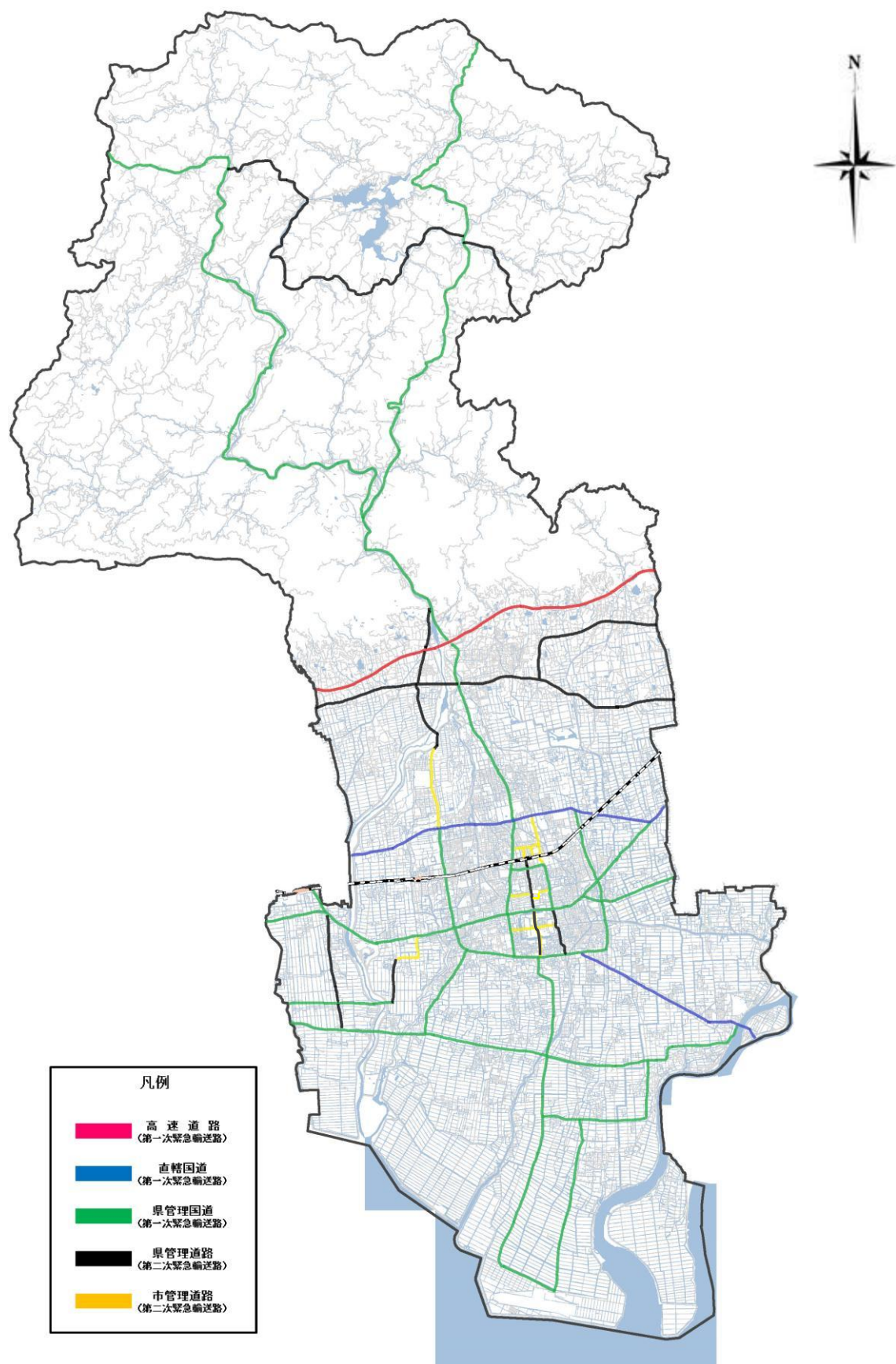
県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

佐賀市緊急輸送道路

佐賀県が指定する第1次及び第2次緊急輸送道路とネットワークを構成し、佐賀市庁舎などの防災拠点となる施設等に接続する道路とする。



イ 市内の災害時連絡道路

市内において、災害時に防災活動拠点、地区防災拠点を結ぶ災害時連絡道路の整備を推進する。

ウ 区画道路の整備

応急対策活動や地域住民が避難する際、分かりやすく、安全な道路が必要となるため、生活に密着する区画道路の整備を推進する。

エ 安全な道路の整備

円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線の地中化により安全な道路の整備を推進する。

5 鉄道施設の耐震化

鉄道管理者の協力のもと、鉄道線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い、防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強、取替え等により、鉄道施設の耐震性確保に向けた取り組みを要請する。

6 河川の耐震化

本市は多数の水路が巡り水門、樋管等の河川施設も多いため、それら河川施設付近の地域の安全確保が必要であることから、以下の対策により河川の耐震化の向上を推進する。

【耐震化に対する対策】

① 耐震性の向上

- ・ 河川・水路の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。
- ・ 浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

② 情報収集

- ・ テレメーターシステムの整備を図り、的確な情報収集を行うとともに、出水時には迅速に対処できる体制を確立する。

7 港湾・漁港の耐震化

県は、災害時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、大規模地震災害時にも緊急物資や人員の海上輸送が確保できるような耐震強化岸壁等の整備について検討を行い、必要に応じて耐震強化岸壁等の整備に努める。

8 空港・臨時ヘリポート

県は、佐賀空港及び防災航空センターについて、震災時における他県からのヘリコプター・航空機での応援基地として、また、緊急物資や人員の空輸の拠点としての活用を図る。さらに、県及び市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

第4項 ライフライン施設の機能の確保

佐賀東部水道企業団、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、佐賀ガス株式会社、事業所市（政策推進対策部、経済対策部、環境対策部、上下水道事業対策部）

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

また、ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

Ⅰ 水道施設の整備

（Ⅰ）水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、佐賀県内でも震度7の地震により、水道施設に甚大な被害が想定されているため、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

市は、上水道施設の耐震性を強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全につとめ、地震発生に伴う被害を最小限にとどめる。

ア 浄水施設の整備

災害時には、浄水施設の破壊・破損による断水、飲料水の汚染が発生する恐れがあるため、浄水施設の耐震化を促進する。

イ 配水池等の補強

配水池等及び管理棟の耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強を行い、耐震性の向上を図る。

ウ 配水管等の耐震化

将来目標を定め、整備を図る。特に、避難所、病院等の防災上重要な施設について優先する。

エ 給水装置等の耐震化

給水装置等の耐震化を進めるよう利用者の理解と協力を求め、耐震化を図る。特に、避難所、病院等の防災上重要な施設について優先する。

（ア）可とう性、伸縮性を有する継手の採用

注) 可とう性とは、柔軟性があり折り曲げてもポキンと折れない性質のこと。

(1) 耐震性の高い構造、材料を採用・推進

オ 新設施設の耐震化

新設する施設の計画、調査、設計及び施行の各段階において耐震化対策を講ずる。

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めるとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(5) 復旧の優先順位の作成

水道事業者等は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

2 下水道

(1) 下水道施設の耐震化

市は、「下水道施設の耐震化対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震診断を行い、必要に応じてポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

ア 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能を付与する。

(ア) 耐震診断

- ・ 現行の新耐震設計基準に適合しない施設を中心とした耐震診断を実施する。

(イ) 耐震補強工事

- ・ 補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を行う。

(ウ) 耐震化の具体例

- ・ 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- ・ 地盤改良等による液状化対策
- ・ マンホールの浮上防止対策
- ・ 管更正による管路の耐震化

イ 新設施設の耐震化

下水道施設の新設にあたっては、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を実施する。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改築・修繕を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

市は、必要な資機材について、BCP（業務継続計画）で定め、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握するとともに、発災時の行動手順を確認しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(5) 復旧の優先順位の作成

下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

3 工業用水道施設の整備

(1) 工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、重要度の高い基幹施設等について耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張・改良に併せて計画的な整備に努める。

(2) 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

工業用水道事業者は、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法の第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

ア 変電設備

- ・ 当該地域で予想される地震動を考慮する。
- ・ 電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。
- ・ 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 架空線

- ・ 送電用鉄塔の地震力の影響は、建築基準法施行令に示される水平震度法によって設計した場合、鉄塔並びに基礎は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重のほうが大き

いため、これに基づき設計を行う。

- ・ 軟弱地盤の特殊基礎については、地震力を配慮する。

ウ 地中線

耐震シミュレーション等による評価や関係専門分野の知見に基づき、液状化等の地盤条件に応じた可能性を確保する。

エ 配電設備

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これにより設計する。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の高信頼化のための整備を推進する。

ア 津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。

イ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所の確保

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電話・通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

6 都市ガス施設

(1) 都市ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

都市ガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工するとともに、耐震性のあるポリエチレン管への入

替え及び敷設を推進する。

ア 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

イ 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。

ウ 主要整圧器に感震器を設置して、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。

エ マイコンメーター等通信機能の活用を図るため、通信施設の耐震化整備を推進する。

(2) 都市ガス工作物の巡視、点検及び検査

都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故を未然に防止するため、定期的に都市ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施する。

(3) マイコンメーターの普及

都市ガス事業者は、一般家庭に、震災時に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターの普及を促進する。

(4) 災害防止のための体制の確立

ア 要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ 連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ 関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

エ 教育訓練

都市ガス事業者は、震災時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて必要な職員教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

オ 資機材等の整備

都市ガス事業者は、災害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

7 廃棄物処理施設

市は、一般廃棄物処理施設及び収集運搬拠点の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

8 バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるよう策定したＩＣＴ部門の業務継続計画（ＢＣＰ）の推進に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第5項 危険物施設等の保安の強化

国、海上保安部、県、佐賀広域消防局、危険物施設等の管理者等
市（総務対策部）

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

国、県及び市は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的实施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

1 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱いをする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防機関は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

ウ 防災教育

県は、危険物施設において危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（LPGガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 県等は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 県等は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 県等は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

3 火薬類

(1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

4 毒物・劇物

(1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を

受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前２法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく立入検査を実施するとともに、耐震化の指導に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

県等は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じる恐れがあるときは、直ちに保健所、警察署または消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

イ 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

5 放射性物質

(1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

イ 安全の指導の強化

県及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

(ア) 放射線被ばくの予防対策の実施

(イ) 自衛消防体制の充実

(ウ) 通報体制の整備

(エ) 関係者の教育・訓練の実施

6 危険物積載船舶の保安の確保

(1) 危険物等積載船舶に対する指示等

海上保安部は、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）及び危険物船舶輸送及び貯蔵規則の定めるところにより、特定港（唐津港、伊万里港）及び特定港以外の港（呼子港、住ノ江港、諸富港）に入港する爆発物、その他の危険物を積載した船舶の停泊、停留、荷役、輸送等について、保安確保に必要な指示又は命令を行うものとする。

(2) 危険物等積載船舶に対する巡視等

海上保安部は、爆発物、その他の危険物を積載した船舶の荷役現場に、随時巡視艇、海上保安官を立ち合わせ、法令の遵守及び荷役状況の確認、監視、指導を実施するものとする。

(3) 安全の指導の強化

ア 情報連絡体制の整備

海上保安部は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、船舶所有者等を指導する。

イ 保安教育等の充実

海上保安部は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について船舶所有者等を指導する。

第6項 都市の防災構造の強化

国、県、市（建設・都市戦略対策部）

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

県及び市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の緊急避難場所を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

県及び市は、都市基幹公園及び住区基幹公園等の緊急避難場所を計画的に配置・整備し、緊急避難場所や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 住民の避難路の確保

県及び市は、住民が安全に歩いて緊急避難場所に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

県及び市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、準防火地域の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地区画整理事業の推進

県及び市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

県及び市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

(3) 広域防災拠点の機能を有する都市公園の整備

国及び県は、震災時の緊急輸送、情報通信等の救援、復旧・活動の大規模拠点として、広域避難地等と緊急輸送道路等で連絡された大規模な森林公園を佐賀市に整備する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

風水害対策編 第2編 第2章 第2節「災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進」を準用する。

なお、下記の事項については、独自に規定する。

第6項 緊急輸送活動

Ⅰ 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

(略)

(3) 輸送拠点、輸送施設の耐震化

県及び市は、地震により輸送拠点として指定している施設が使用できないことがないよう、非構造部材についても耐震を確保するように努める。

(4) 沿道建築物の耐震化

県及び市は、緊急輸送道路における沿道の建築物の耐震化を推進するものとする。

特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組むものとする。

(5) 運送事業者等との連携

県及び市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県及び市は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

第7項 避難及び情報提供活動

(略)

Ⅰ 市の避難計画

(略)

(9) 避難路及び誘導体制

ア 市は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

(ア) 避難行動要支援者の実態把握

(イ) 避難路の整備及び選定

(ウ) 避難所の受入環境

(エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

ウ 市は、避難誘導にあたっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

エ 市は、市地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～ウに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について市地域防災計画に定めておくものとする。

オ 佐賀中部保健福祉事務所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

カ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(略)

(15)非構造部材の耐震化

市は、指定避難所のつり天井など非構造部材についても耐震化を確保し、災害時に継続して使用できるよう務める。

(略)

第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

(略)

地震災害時における市民等の生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、県及び市は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

(略)

第12項 災害復旧・復興への備え

(略)

1 災害廃棄物の発生への対応

(略)

【地震災害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ア 被災地域の予測
- イ 災害廃棄物発生予測量
- ウ がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- エ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- オ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- カ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- キ 市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ク 有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- ケ 収集運搬車両とルート計画
- コ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- サ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 建物の耐震化等

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

(略)

3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(略)

第3節 市民等の防災活動の推進

風水害対策編 第2編 第2章 第3節「市民等の防災活動の推進」を準用する。

なお、下記の事項については、独自に規定する。

第1項 防災思想・知識の普及

(略)

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、市民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 県、市及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行うものとする。

イ 市及び防災関係機関は、分散避難等様々な避難行動を周知した上で、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であることから、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても躊躇することなく、必要な避難行動をとるよう、市民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙・トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点等からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動避難場所や避難所での行動

(ウ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(エ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるこ

と

(オ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性被害・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

オ 県及び市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、県、市、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 地震・津波対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アセスメントを行うとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

なお、県及び市は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2～3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 地震防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。

県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、津波災害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

県及び市は、公民館等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 防災関連設備等の普及

県及び市は、市民等に対して消火器の配置、ガスのマイコンメーターや感震ブレーカーなどの機器の設置、家具の転倒防止対策の実施、非常持出品の準備等の普及に努める。

(7) 地震保険への加入促進

市民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、県及び市は、国や一般社団

法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(8) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。

また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

(9) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第2項 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

県及び市は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、市民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、大規模災害等に備えた消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、必要な資格の取得など実践的な教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第3項 自主防災組織等の育成強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想されることから、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、校区自治会、単位自治会などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

Ⅰ 地域住民等の自主防災組織

市は、地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

県及び市は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

≪ 自主防災組織の活動例 ≫

平常時	防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検
災害時	出火防止・初期消火 救出・救護 避難誘導（避難行動要支援者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営への協力

2 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、消火、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第4項 企業防災の促進

1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

県、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

県、市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

3 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市民及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、市民及び事業者が共同して実施する自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市民及び市内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6項 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

県、市及び佐賀市社会福祉協議会は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、平常時から、CSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。また、国が整備した被災者援護登録協力団体のデータベースを基に、登録団体との平時からの連携強化に努めるとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。加えて、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（佐賀市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

県及び市は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

県及び市は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士） (4) 土砂災害警戒区域等の調査（防災・砂防ボランティア協会） (5) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等）

区 分	活 動 内 容
	(6) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (7) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (8) 無線（アマチュア無線技士） (9) 特殊車両操作（大型重機等） (10) 通訳（語学） (11) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） (13) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

第7項 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第8項 技術者の育成・確保

県、市（建設・都市戦略対策部、保健福祉対策部）

県及び市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者

建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第４節 孤立防止対策計画

第１項 孤立防止対策計画

県及び市は、地震災害により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

また、県及び市は、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。

１ 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、市との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市町と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

２ 市

- (1) 住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の耐震化等の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。
- (6) 孤立が予測される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。

３ 市民等

- (1) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制

各防災関係機関は、市域に地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1項 非常配備の基準

市（各対策部）

非常配備基準は、次のとおりとする。

災害種別	災害警戒体制	災害対策室	災害対策本部	
			第1 配備体制	第2 配備体制
地震災害		ア 市域に震度4の地震が発生したとき。（自動設置） イ その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。	ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。（自動設置） イ 相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ウ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	ア 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動設置） イ 大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
二次火災	ア 市域に震度3の地震が発生したとき。 イ その他の状況により、総務部副部長が必要と認めたとき。	ア 市内で地震等による大規模火災などが発生し、佐賀広域消防局等が消防災害警備本部等を設置したとき。 イ その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。	市内で地震による火災が複数箇所が発生し、被害が拡大する恐れがあるとき。	大規模な火災が拡大し、重大な被害が発生する恐れがあるとき。
津波災害		ア 有明海・八代海に津波注意報が発表されたとき。 イ その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。	ア 有明海・八代海に津波警報が発表されたとき。（自動設置） イ 津波により、重大な被害が予想されるとき。 ウ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	ア 有明海・八代海に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。（自動設置） イ 津波により、重大な被害が発生し、緊急の対応が必要であると市長が認めたとき。

第2項 市の活動体制

市（各対策部）

Ⅰ 市における災害対策

災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関と緊密な連絡を取り災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。主な災害対策協力系統は次のとおりである。

佐賀市防災会議	佐賀市 災害対策本部 TEL（非公開） FAX 24-3187	国土交通省筑後川河川事務所	0942-33-9131
		国土交通省筑後川河川事務所大川出張所	0944-86-2516
		国土交通省佐賀河川事務所	41-8801
		国土交通省佐賀河川事務所城原川出張所	97-0084
		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所	51-8321
		国土交通省佐賀河川事務所嘉瀬川出張所	68-2362
		陸上自衛隊久留米駐屯地西部方面混成団	0942-43-5391
		佐賀地方気象台	32-7026
		佐賀県危機管理防災課	25-7362
		佐賀県河川砂防課	25-7161
		佐賀土木事務所	24-4345
		佐賀中部農林事務所	31-3281
		佐賀中部保健福祉事務所	30-1321
		佐賀土地改良区	22-4382
		佐賀北警察署	30-1911
		佐賀南警察署	23-6110
		佐賀広域消防局	30-0111
		佐賀市自治会協議会	40-7010
		佐賀県連合青年団	31-1074（青年会館）
		日本赤十字社佐賀県支部	25-3108
		N T T 西日本（株）佐賀支店	36-5518
		NEXCO 西日本 佐賀高速道路事務所	62-5121
		日本郵便（株）佐賀中央郵便局	0570-082-045
		九州電力送配電（株）佐賀支社佐賀配電事業所	0800-777-9418
		一般社団法人佐賀県LPガス協会	20-0331
		佐賀ガス（株）	30-6161
		N H K 佐賀放送局	28-5000
		N B C 佐賀放送局	22-1460
		S T S サガテレビ	23-9111
		F M 佐賀	25-7790
		えびす F M	97-9699

2 災害情報収集計画

災害情報、被害状況等の調査報告は次によるものとする。

(1) 調査実施者

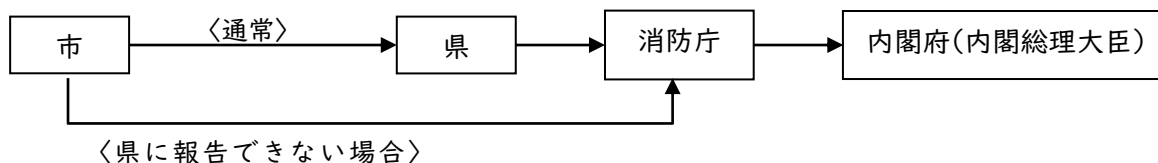
市長は、市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集する。なお被害が甚大のため調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

(2) 被害状況等

区 分	担当部局	協力団体名
人、住家等被害	市民生活部、各支所	自治会等、消防本部等
社会福祉施設関係被害	保健福祉部、各支所	施設の管理者
衛生関係被害	環境部、各支所	施設の管理者
農林水産関係被害	農林水産部、各支所	農協、漁協及び森林組合、土地改良区
商工業関係被害	経済部、各支所	商工会議所、商工会
土木関係被害	建設部、各支所	施設の管理者
教育関係被害	教育委員会、各支所	施設の管理者

(3) 連絡先

[災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート]



区 分	連絡先	備 考
市災害対策本部が設置されているとき	総務対策部総括班	非公開
市災害対策本部が未設置のとき	危機管理防災課	40-7013

《連絡窓口》

消防庁

回線別		区 分	平日（9:30～18:15） 応急対策室	左 記 以 外 宿 直 室
N T T 回 線		T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
		F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

県

回線別		区 分	平日（8:30～17:15） 危機管理防災課 （総括対策部）	左 記 以 外 守 衛 室
N T T 回 線		T E L	25-7362 (25-7107)	24-3842
		F A X	25-7262	

(4) 報告の種別内容及び時期

種 別	内 容	時 期
即 時 報 告	災害の発生及び応急措置の実施状況	その都度
定 時 報 告	毎日、12時現在における被害状況	毎日 15時まで
最 終 報 告	最終的な被害状況及び応急対策の実施状況	応急処置完了次第

(5) 報告の方法

市域内において災害を覚知したとき、各対策部長は総務対策部長に災害の状況及び災害に対してとるべき措置について、その都度報告する。

なお、支所対策部長は災害情報を逐次、関係対策部長に報告し、応急対策が速やかに措置できるよう緊密な連携をとる。

3 災害警戒体制

(1) 設置基準

ア 市域に震度3の地震が発生したとき。

イ その他の状況により、総務部副部長（不在の時は、建設部副部長又は農林水産部副部長）が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(3) 構成

危機管理防災課、各対策本部連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる課及び関係現地機関で構成し、災害警戒体制の責任者は、総務部副部長をもって充てる。

総務部副部長が不在のときは、建設部副部長、農林水産部副部長又は総務部副部長が指名する者が代理する。

(4) 配備要員

災害警戒体制の要員として、災害警戒体制を構成する本市各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部総括責任者)	総務部副部長（不在の時は、建設部副部長、農林水産部副部長又は総務部副部長が指名する者）
本 部 員	【資料編 配備基準、職務分掌】に定める者
総 括 担 当	危機管理防災課長
参 集 場 所	危機管理室

(5) 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長へは秘書課長から行い、各対策部長等幹部職員に対する災害警戒体制の連絡は、災害担当職員から電話等により行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、携帯電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(6) 配備要員等への連絡

配備要員に対する参集の連絡は、伝達時間を短縮するため、佐賀市防災総合メール「さがんメール」（職員参集機能）により行う。

また、避難情報の発令等に関する情報についても、さがんメールにより配備要員等へ周知する。（災害対策室及び災害対策本部においても同じ。）

4 災害対策室

(1) 設置基準

- ア 市域に震度４の地震が発生したとき。（自動設置）
- イ 有明海・八代海に津波注意報が発表されたとき。
- ウ その他の状況により、総務部長（不在の時は、建設部長又は農林水産部長）が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 設置場所

市庁舎に置く。

(4) 構成

危機管理防災課、各対策本部連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる課及び関係現地機関で構成し、災害対策室の責任者は、総務部長をもって充てる。

総務部長が不在のときは、建設部長、農林水産部長又は総務部長が指名する者が代理する。

(5) 配備要員

災害対策室の要員として、災害対策室を構成する本市各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部総括責任者)	総務部長（不在の時は、建設部長、農林水産部長又は総務部長が指名する者）
本 部 員	【資料編 配備基準、職務分掌】に定める者
総 括 担 当	総務部副部長
参 集 場 所	危機管理室

(6) コールセンターの設置

災害情報や避難所情報等に関する短時間に集中する市民等からの電話による問い合わせ等に迅速に対応するため、本部長が必要と認める場合は、「災害時におけるコールセンター開設運用マニュアル」に基づき、コールセンターを市庁舎に設置する。コールセンター要員は、情報収集・共有システムを活用し対応を行う。

また、コールセンターで受けた軽微な問い合わせ等については、極力、コールセンター内で対応を完結させるため、各対策部の職員をアドバイザーとして配置する。

(7) 情報トリアージ総括責任者の配置等

災害対策室設置後、各対策部、防災関係機関、コールセンター等からの情報を一元管理する機能を総務対策部総括班に置き、それらの情報から重要情報や優先情報を選択し、現状の分析及び今後の予測等を行う情報トリアージ総括責任者（総務部副部長）を配置することにより、情報統制機能の強化及び円滑な災害対応体制の推進を図る。

5 災害対策本部

(1) 設置基準

地震、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、次の基準により災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置）。

イ 有明海・八代海に津波警報、又は、有明海・八代海に大津波警報（特別警報）が発表されたとき（自動設置）。

ウ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

(2) 事務分掌

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

(3) 設置場所

市庁舎に置く。

なお、市庁舎が被災し、庁舎内に災害対策本部を設置できない場合は、災害の状況に応じ、本部長の指示により、次の優先順位で使用可能な場所に設置する。

第1位 大財別館

第2位 iスクエアビル

第3位 佐賀広域消防局

第4位 大和支所

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、教育長、総務部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

本部の設置基準に該当する地震が発生した場合は、直ちに次の要領により市長等の意思を確認のうえ、本部を設置する。ただし、市長の意思を確認することができない場合は、本部の設置基準に基づいて本部を設置する。

ア 市長が庁内に所在しないときは、危機管理防災課職員による電話連絡と並行して秘書課職員は、市長の所在地に急行し、緊急登庁を行う。

イ 市長が登庁できない事態が発生した場合は、次の順序で本部長の職務を代理する。

第1順位 副市長

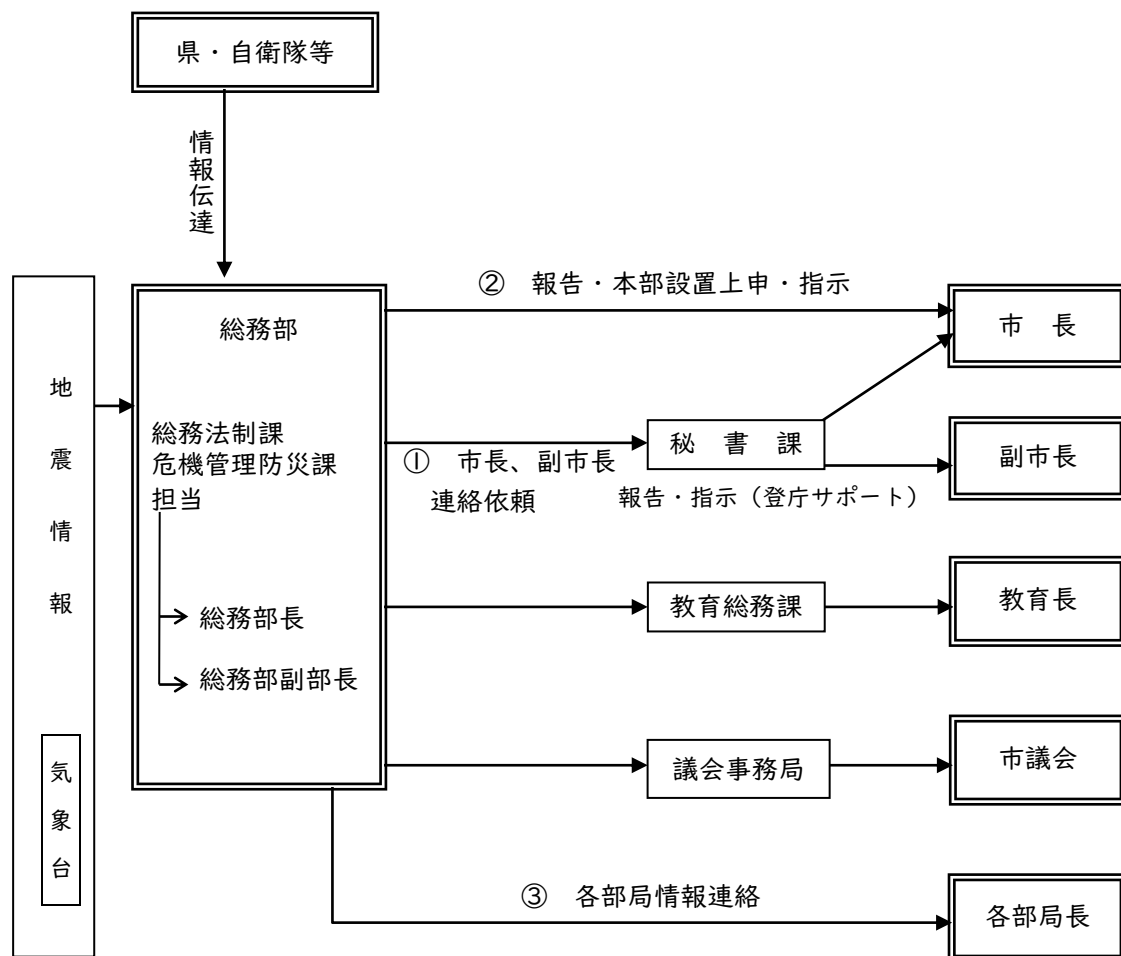
第2順位 教育長

第3順位 総務部長

ウ 危機管理防災課職員は、秘書課職員と連携をとり、市長の連絡と並行して、本部長の職務を代理すべき職員に対して可能な限り連絡を行う。

エ 市長、副市長、教育長及び総務部長は、通信の途絶並びに道路の寸断等により、連絡又は登庁できないと判断した場合は、最寄りの消防署又は支所及び市立公民館等から指示を行う。

オ 初動体制の連絡経路



(5) 市長の早期帰庁

災害対策本部が設置された場合に、市長が出張等により不在の場合は、ヘリコプターの活用など早期帰庁のための措置をとるものとする。

(6) 配備体制

災害対策本部設置時の配備体制は、次のとおりとし、市長が定める。

種 別	体 制 の 基 準	配備要員の基準
第1 配備体制	1 市域に、「震度5弱」以上の地震が発生したとき。 2 有明海・八代海に津波警報が発表されたとき。 3 その他市長が必要と認めた当該配備を指令したとき。	概ね 1/2 程度の職員
第2 配備体制	1 市域に、「震度6弱」以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したとき。 2 有明海・八代海に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 3 その他市長が必要と認めた当該配備を指令したとき。	全職員

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部総括責任者)	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	【資料編 配備基準、職務分掌】に定める者
総 括 担 当	総務部長
参 集 場 所	危機管理室

各対策部の配備要員数は、各対策部長が定める。

(7) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、直ちに、勤務地に登庁するものとする。ただし、避難所開設のために指名された者は、指定された避難所に参集するものとする。

イ 参集場所の例外

職員は参集に当たって、交通途絶により勤務地に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

登庁指定場所一覧

施設名称	所在地	連絡先
本 庁	佐賀市栄町Ⅰ丁目Ⅰ番	(0952)24-3151
諸富支所	佐賀市諸富町大字為重 529 番地 5	47-2131
大和支所	佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地	62-1111
富士支所	佐賀市富士町大字古湯 2685 番地	58-2111
三瀬支所	佐賀市三瀬村三瀬 2764 番地	56-2111
川副支所	佐賀市川副町大字鹿江 620 番地Ⅰ	45-1111
東与賀支所	佐賀市東与賀町大字下古賀 1193 番地	45-1021
久保田支所	佐賀市久保田町大字新田 3331 番地 3	68-2111

(8) 職員の自発的参集

職員は、勤務時間外において市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は気象台から「有明海・八代海津波警報」若しくは「有明海・八代海大津波警報（特別警報）」が発表されたときは、非常配備の指令を待つことなく自発的に勤務地に参集しなければならない。

(9) 参集時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら参集する。

イ 安否等の報告

参集前に、所属であらかじめ決められた方法により所属長等に安否等の報告を行う。

また、さがんメールにより参集の指示があった場合は、さがんメールの返信機能によ

り参集の可否、参集時間等について報告する。

ウ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で参集する。

エ 参集の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

オ 参集時の携行品

参集に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

カ 参集途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で参集途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能等を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、災害対策本部等にメールで報告する（参集途中に報告が出来ない場合は、参集後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な参集に努める。

(10) 本部会議

ア 本部に本部会議を置く。

イ 本部会議は、佐賀市災害対策本部規程第6条に規定する者をもって組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動の基本的事項について審議する。なお、本部会議で審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 非常配備体制に関すること。

(イ) 避難指示に関すること。

(ウ) 職員の応援に関すること。

(エ) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。

(オ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。

(カ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。

(キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。

(ク) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。

(ケ) 応急公用負担に関すること。

(コ) 義援金品の募集及び配分に関すること。

(サ) 国会、政府関係に対する要望、陳情等に関すること。

(シ) 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。

(ス) 被災者生活再建支援法に関すること。

(セ) 災害情報広報に関すること。

(ソ) その他各対策部等の長から特に申出のあった事項

(タ) 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

(チ) 本部会議の庶務は、総務対策部総括班が担当する。

(11) 現地災害対策本部

災害対策本部長は、必要に応じ佐賀市災害対策本部条例の規定に基づき現地災害対策本部を設置する。

(12) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生し、複数の対策本部の設置基準に該当する場合は、重複する要員の所在調整など効率的、効果的な体制の確保に努めるものとする。現地災害対策本部についても、同様に対応するものとする。

(13) 国、県その他関係機関との連携

国において、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、県を通じ、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

災害対策本部長は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ、災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力求めるものとする。

(14) 業務継続性の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

6 災害対策本部等の閉鎖

災害対策本部等の閉鎖は、以下の基準により本部長の権限のもとに行う。

- (1) 災害対策のため、上位の対策組織に移行したとき（災害対策本部を除く）
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) その他本部長が必要なしと認めたとき。

【市対策本部組織構成図】

【本部会議】

本部長	市長
副本部長	副市長【危機管理監】、副市長、教育長
総務対策部長【災害対策情報監】、政策推進対策部長、経済対策部長、 農林水産対策部長、建設・都市戦略対策部長【災害対策事業監】、 環境対策部長、市民生活対策部長、保健福祉対策部長【災害対策支援監】、 こども未来対策部長、地域共創対策部長、教育対策部長、 交通事業対策部長、上下水道事業対策部長 佐賀広域消防局の消防長が指名する消防吏員、本部付（総務部副部長） その他本部長が指名する者	

指示

報告

現地災害対策本部

【支所対策部】

指示

報告

諸富支所対策部	支所対策班
大和支所対策部	支所対策班
富士支所対策部	支所対策班
三瀬支所対策部	支所対策班
川副支所対策部	支所対策班
東与賀支所対策部	支所対策班
久保田支所対策部	支所対策班

報告

指示

【対策部】

対策部	班	対策部	班
総務対策部	総括班	こども未来対策部	庶務班
	動員班		こども班
	秘書広報班	地域共創対策部	庶務協働班
政策推進対策部	経理班		文化班
	連絡調整班	教育対策部	スポーツ振興班
経済対策部	支援班		庶務班
	庶務班		学校教育班
	庶務農業振興班	交通事業対策部	図書館班
	水産班		社会教育班
農林水産対策部	農村環境班	上下水道事業対策部	交通班
	森林整備班		庶務班
	庶務班		水道班
建設・都市戦略対策部	建築住宅班	協力部	下水道班
	道路班		第1班
	河川砂防班		第2班
	建設事務所班		第3班
環境対策部	庶務衛生班	富士大和温泉病院対策部	第4班
	清掃班		第5班
	衛生班		病院班
市民生活対策部	庶務班		
保健福祉対策部	税務班		
	庶務班		
	福祉避難所班		
	援護班		
	医療救護班		
	避難班		
	診療班		

報告

【対策部組織表】

総務対策部	部長 副部長	総務部長 総務部副部長	総括班	○危機管理防災課長 総務法制課長 国際課長
			動員班	○人事課長
			秘書広報班	○秘書課長 広報課長
			経理班	○財政課長 契約監理課長 財産活用課長
政策推進対策部	部長 副部長	政策推進部長 政策推進部副部長	連絡調整班	○企画政策課長 行政マネジメント課長 デジタル推進課長 DX推進課長 男女共同参画課長 駐屯地調整室長
			支援班	○中山間地域振興課長
経済対策部	部長 副部長	経済部長 経済部副部長	庶務班	○経済政策課長 企業立地課長 観光振興課長 中心市街地振興室長 歴史・文化課長
農林水産対策部	部長 副部長	農林水産部長 農林水産部副部長	庶務農業振興班	○農業振興課長
			水産班	○水産振興課長
			農村環境班	○農村環境課長
			森林整備班	○森林整備課長
建設・都市戦略 対策部	部長 副部長	建設部長 都市戦略部長	庶務班	○建設監理課長 都市政策課長 交通政策課長 用地対策課長 緑化推進課長
			建築住宅班	○建築指導課長 建築住宅課長
			道路班	○道路整備課長 (建設監理課長)
			河川砂防班	○河川砂防課長 (建設監理課長)
			建設事務所班	○北部建設事務所長 ○南部建設事務所長
環境対策部	部長 副部長	環境部長 環境部副部長	庶務衛生班	○環境政策課長 GX推進課長
			清掃班	○循環型社会推進課長 環境保全課長
			衛生班	○衛生センター所長

市民生活対策部	部 長 副部長	市 民 生 活 部 長 市民生活部副部長	庶 務 班 ・ 税 務 班	○市民生活課長 人権・同和政策課長 生活安全課長 市民税課長 資産税課長 納税課長
保健福祉対策部	部 長 副部長	保 健 福 祉 部 長 保健福祉部副部長	庶 務 班	○福祉総務課長
			福祉避難所班	○障がい福祉課長 ○高齢福祉課長
			援 護 班	○生活福祉課長 保険年金課長
			医療救護班	○健康づくり課長
			避 難 班	○保険年金課長 生活福祉課長
			診 療 班	○三瀬診療所長
こども未来対策部	部 長 副部長	こ ども 未 来 部 長 こども未来部副部長	庶 務 班	○こども政策課長 こども家庭課長 こども健康課長
			こ ども 班	○保育幼稚園課長
地域共創対策部	部 長 副部長	地 域 共 創 部 長 地域共創部副部長	庶務協働班	○協働推進課長 公民館支援課長
			文 化 班	○文化財課長
			スポーツ振興班	○スポーツ振興課長
教 育 対 策 部	部 長 副部長	教 育 部 長 教 育 部 副 部 長	庶 務 班	○教育総務課長
			学校教育班	○学校教育課長 学事課長
			図 書 館 班	○図書館長
			社会教育班	○社会教育課長
交通事業対策部	部 長 副部長	交 通 局 長 交 通 局 副 局 長	交 通 班	○総務課長 業務課長
上下水道事業対策部	部 長 副部長	上 下 水 道 局 長 上下水道局副局長	庶 務 班	○総務課長 財務課長 業務課長
			水 道 班	○水道技術管理者 水道工務課長 浄水課長
			下 水 道 班	○下水道工務課長 下水道施設課長 給排水設備課長
協 力 部			第 1 班	○出納室長
			第 2 班	○議会事務局長
			第 3 班	○監査事務局長
			第 4 班	○選挙管理委員会事務局長
			第 5 班	○農業委員会事務局長
富士大和温泉病院 対 策 部	部 長 副部長	病 院 長 副 院 長	病 院 班	○事務長 医長 師長 総看護師長

諸富支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
大和支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
富士支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
三瀬支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
川副支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
東与賀支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長
久保田支所対策部	部 長 副部長	支 所 長 副 支 所 長	支所対策班	○総務・地域振興グループ長 市民サービスグループ長

○は、各班の総括班長

【対策部の所掌事務】

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
総務対策部	総 括 班	総 務 法 制 課 危機管理防災課 国 際 課	[共通] 1 災害対策の総括に関すること。 2 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 3 防災総合システムの管理及び運用に関すること。 [災害応急対策期] 4 災害対策本部の設置及び運営、庶務に関すること。 5 県災害対策本部との連絡に関すること。 6 佐賀市消防団の活動に関すること。 7 自動車等の配車計画に関すること。 8 気象情報の収集及び記録に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 9 総合的な被害調書及び要望書の作成及び関係機関への送付に関すること。 10 災害見舞及び視察者の応接に関すること。 11 災害調査団等の現地調査等に関すること。 12 外国人罹災者に関すること。
	動 員 班	人 事 課	[災害応急対策期] 1 各対策部の配置要員（予備班員を含む。）の動員及び掌握に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 職員の罹災給付に関すること。 3 雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。 4 他の公共団体の応援要請に関すること。
	秘書広報班	秘 書 課 広 報 課	[共通] 1 本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること。 2 本部が行う広報活動に関すること。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
	経 理 班	財 政 課 契 約 監 理 課 財 産 活 用 課	[共通] 1 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 災害関係物品の調達及び出納に関すること。 3 庁舎の応急対策に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 避難所への物資の輸送に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 6 災害対策に係わる予算措置に関すること。 7 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関すること。 8 市有財産の損害状況の調査及び総括に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
政策推進対策部	連絡調整班	企 画 政 策 課 行政マネジメント課 デジタル推進課 D X 推 進 課 男女共同参画課 駐 屯 地 調 整 室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 コールセンターの設置及び運営に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関すること。 4 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。
	支援班	中山間地域振興課	[共通] 1 関係施設の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。(富士地区内)
経済対策部	庶務班	経 済 政 策 課 企 業 立 地 課 観 光 振 興 課 中心市街地振興室 歴 史 ・ 文 化 課	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 工場及び事業場の被害調査に関すること。 4 観光施設及び文化施設等の被害調査に関すること。 5 罹災商工業者の被害調査及び金融措置に関すること。
農林水産対策部	庶務農業振興班	農 業 振 興 課	[共通] 1 農林水産対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 農産物及び農業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災農業者に対する応急融資に関すること。 4 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関すること。
	水産班	水 産 振 興 課	[共通] 1 漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災水産業者に対する応急融資に関すること。
	農村環境班	農 村 環 境 課	[共通] 1 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 応急対策に必要な資機材の確保に関すること。
	森林整備班	森 林 整 備 課	[共通] 1 林道災害等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災林業者に対する応急融資に関すること。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
建設・都市戦略対策部	庶務班	建設監理課 都市政策課 用地対策課 緑化推進課 交通政策課	[共通] 1 建設・都市戦略対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 [災害応急対策期] 2 佐賀土木事務所との連絡調整に関する事。 3 応急対策用資機材の確保及び輸送に関する事。 4 交通の規制に関する事。
	建築住宅班	建築指導課 建築住宅課	[共通] 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 災害救助用仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理の協力に関する事。 4 被災建築物の調査に関する事。 5 被災市有建物の応急復旧工事に関する事。 6 災害救助法に基づく避難所応急仮設住宅の設置に関する事。 7 災害廃棄物の処理に関する事。(損壊家屋解体)
	道路班	道路整備課 (建設監理課)	[共通] 1 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 交通の規制に関する事。 [災害復旧・復興対策期] 3 災害廃棄物の処理に関する事。(土砂まじりがれき撤去)
	河川砂防班	河川砂防課 (建設監理課)	[共通] 1 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 2 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。
	建設事務所班	北部建設事務所 南部建設事務所	[共通] 1 本庁各対策部及び所管する区域の支所対策部との連絡調整に関する事。 2 農地、用排水路その他農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 3 道路及び橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事。 4 用排水路、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 [災害応急対策期] 5 交通の規制に関する事。 6 地すべり、砂防及び急傾斜地に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。 7 応急対策に必要な資機材の確保に関する事。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
環境 対策部	庶務衛生班	環 境 政 策 課 G X 推 進 課	[共通] 1 環境対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 遺体処理に関すること。 3 避難に伴う家庭動物対策に関すること。(ペット避難所に関する ことを含む。) [災害応急対策期] 4 災害時における飲料水に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 防疫活動に関すること。 6 衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること。
	清 掃 班	循環型社会推進課 環 境 保 全 課	[共通] 1 ごみ処理に関すること。 2 清掃車の運用に関すること。 3 災害廃棄物の処理に関すること。
	衛 生 班	衛 生 セ ン タ ー	[共通] 1 し尿処理に関すること。
市民生活 対策部	庶 務 班 ・ 税 務 班	市 民 生 活 課 人権・同和政策課 生 活 安 全 課 市 民 税 課 資 産 税 課 納 税 課	[共通] 1 市民生活対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡 調整に関すること。 [災害応急対策期] 2 指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 広報車等による現地及び市民への広報に関すること。 4 物資の運搬に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 安否情報の収集及び市民等からの安否確認に関すること。 6 相談窓口開設に関すること。 7 災害による市税に関すること。 8 被害状況の現地調査に関すること。
保健福 祉対策部	庶 務 班	福 祉 総 務 課	[共通] 1 保健福祉対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡 調整に関すること。 2 福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 要配慮者及び避難行動要支援者の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 4 罹災証明書の発行に関すること。
	福祉避難所班	障 が い 福 祉 課 高 齢 福 祉 課	[災害応急対策期] 1 福祉避難所及び福祉避難室における高齢者、障がい者等の要配慮 者対策に関すること。
	援 護 班	生 活 福 祉 課 保 険 年 金 課	[災害応急対策期] 1 炊出所の設置に関すること。 2 避難者への食事の提供に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災者に対する生活保護等の適用に関すること。 4 罹災者に対する主食および食品の配給に関すること。 5 義援金品の受付、保管及び配分に関すること。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
保健福祉対策部	医療救護班	健康づくり課	[共通] 1 傷病者の収容、応急手当及び看護に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 応急救護用医薬品の供給に関すること。 3 市民の健康管理に関すること。 4 市民の健康相談活動に関すること。
	避難班	保険年金課 生活福祉課	[災害応急対策期] 1 指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災者に対する医療保険及び年金に関すること。
	診療班	三瀬診療所	[共通] 1 診療班の編成に関すること。 2 医療救護活動に関すること。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関すること。 4 市民の健康管理に関すること。 5 市民の健康相談活動に関すること。
こども未来対策部	庶務班	こども政策課 こども家庭課 こども健康課	[共通] 1 こども未来対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 児童クラブ及び児童館・児童センターの被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 4 市民の健康管理に関すること。 5 市民の健康相談活動に関すること。
	こども班	保育幼稚園課	[共通] 1 保育所、幼稚園等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。
地域共創対策部	庶務協働班	協働推進課 公民館支援課	[共通] 1 地域共創対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 公民館の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。(公民館等) [災害復旧・復興対策期] 4 ボランティア活動に関すること。
	文化班	文化財課	[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
教育対策部	庶務班	教育総務課	[共通] 1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 学校等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。
	学校教育班	学校教育課 学 事 課	[共通] 1 小中学校の授業対策に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 2 罹災児童生徒への教科書、図書等の支援に関すること。 3 罹災児童生徒の学校給食に関すること。 4 罹災児童生徒の保健管理に関すること。
	図書館班	図 書 館	[共通] 1 図書館等の被害調査及び応急対策に関すること。
	社会教育班	社会教育課	[共通] 1 社会教育施設等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
交通事業対策部	交通班	交 通 局	[共通] 1 交通事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 [災害応急対策期] 2 罹災者及び物資、飲料水等の輸送に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 各種報告書の作成に関すること。
上下水道事業対策部	庶務班	総務課 総務課 総務課	[共通] 1 上下水道事業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 2 上下水道事業対策部の出勤人員、作業状況等の記録に関すること。 3 他事業体との連絡調整に関すること。 [災害応急対策期] 4 給排水設備の不具合に対する問合せに関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 各種報告書の作成に関すること。
上下水道事業対策部	水道班	水道工務課 浄水課	[共通] 1 水道施設に関する被害調査、応急復旧及び給水対策に関すること。 [災害応急対策期] 2 浄水場及び圧送施設の運転に関すること。
	下水道班	下水道工務課 下水道施設課 給排水設備課	[共通] 1 下水道施設に関する被害調査、応急復旧に関すること。 [災害応急対策期] 2 下水浄化センター及びポンプ場の運転に関すること。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
協力部	第 1 班	出 納 室	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
	第 2 班	議 会 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 議員との連絡に関すること。 3 議会の災害組織の事務に関すること。 4 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 罹災証明書の発行に関すること。
	第 3 班	監 査 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
	第 4 班	選挙管理委員会 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
	第 5 班	農 業 委 員 会 事 務 局	[共通] 1 防災・復旧活動の応援に関すること。 [災害応急対策期] 2 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 3 罹災証明書の発行に関すること。
富士大和温泉 病院対策部	病 院 班	病 院 各 部 門	[共通] 1 病院班の編成に関すること。 2 医療救護活動に関すること。 3 救急医療品及び衛生材料供給に関すること。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
諸富支所対策部	支所対策班	諸 富 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団南部方面隊諸富支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
大和支所対策部	支所対策班	大 和 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団北部方面隊大和支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
富士支所対策部	支所対策班	富 士 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団北部方面隊富士支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。

対策部名	班 名	担当課等	事務分掌
三瀬支所対策部	支所対策班	三 瀬 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団北部方面隊三瀬支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
川副支所対策部	支所対策班	川 副 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団南部方面隊川副支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。
東与賀支所対策部	支所対策班	東 与 賀 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関する事。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関する事。 3 佐賀市消防団南部方面隊東与賀支団の活動に関する事。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関する事。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関する事。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関する事。 7 支所の自動車等の配車計画に関する事。 8 救援物資等に関する事。 9 災害に関する広報広聴に関する事。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関する事。

対策 部名	班 名	担当課等	事務分掌
久保田支所対策部	支所対策班	久 保 田 支 所	[共通] 1 本庁各対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。 3 佐賀市消防団南部方面隊久保田支団の活動に関すること。 4 支所管内の関係機関及び団体への要請その他連絡に関すること。 5 支所管内の被害状況の把握及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集、調査に関すること。 6 避難所の開閉設及び管理運営に関すること。 7 支所の自動車等の配車計画に関すること。 8 救援物資等に関すること。 9 災害に関する広報広聴に関すること。 10 市民の健康管理における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。 11 市民の健康相談活動における保健福祉対策部救護班との連携に関すること。

第3項 防災関係機関の活動体制

風水害対策編 第2編 第3章 第1節 第2項「防災関係機関の活動体制」を準用する。

第2節 地震、津波の情報伝達

第1項 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類、内容等

国土交通省出先機関、海上保安部、県、防災関係機関、佐賀広域消防局、佐賀地方気象台
市（総務対策部、各支所対策部）

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市及び防災関係機関は、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に市民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

Ⅰ 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、

大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

(Ⅰ) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて市民等に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経路による市の防災無線等を通して市民等に伝達される。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6 弱	立っていることが困難になる。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

出典：気象庁

(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震による揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

出展：気象庁

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の表現	
大津波警報※	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨 大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津 波 注意報	予想される 津波の最大 波の高さが 高いところ で0.2m以 上、1m以 下の場合であ って、津波 による災害 のおそれがある場合	1m (0.2m≦高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
------------	--	--------------------	---------	---

出展：気象庁

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※2)

出典：気象庁

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

(津波観測に関する情報の発表例)

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

宮古	第1波到達時刻	11日15時01分	引き
	これまでの最大波	観測中	
釜石	第1波到達時刻	11日14時46分	押し
	これまでの最大波	11日14時56分	3.2m

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなる

ことがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
津波警報を発表中	1 m以下	「測定中」と発表
	0.2m以上	数値で発表
津波注意報を発表中	0.2m未満	「観測中」と発表
	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

(沖合の津波観測に関する情報の発表例)

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

[沖合で観測した津波の観測値]

青森八戸沖

第1波観測時刻

11日14時51分

押し

これまでの最大波

11日14時52分

1.0m

岩手釜石沖

第1波観測時刻

11日14時50分

引き

これまでの最大波

観測中

[沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ]

青森県太平洋沿岸

第1波の推定到達時刻

11日14時56分

これまでの最大値の推定到達時刻

11日14時57分

推定される津波の高さ

5 m

岩手県

第1波の推定到達時刻

11日14時55分

これまでの最大値の推定到達時刻

推定中

推定される津波の高さ

推定中

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測地を「測定中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

(5) 津波予報

発表基準	内 容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

出典：気象庁

2 警報等の伝達

(1) 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム（J－A L E R T）で緊急地震速報を受信した場合は、直ちに市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等へ伝達する。

住民への情報伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

(2) 情報の周知・伝達

市は、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、N T T から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

また、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民に伝達するものとする。

この場合、市は、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

(3) 不特定多数の利用者がいる施設への伝達

沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意する。

(4) 危険度の高い施設への伝達

地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

3 近海地震津波に対する自衛措置

(1) 「有明海・八代海」で地震が発生した場合の対応

近海で地震が発生した場合、気象台からの津波予報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、沿岸部の地域では、直ちに、次のように対

応する。

ア 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

イ 各対策部の対応

- ・ 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう高齢者等避難、避難指示を行う。
- ・ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

(2) 津波情報の聴取

市に対する津波情報の伝達は、放送によるほうが早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（１時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備える。

報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとる。

(3) 地震災害などによる被災時の対応

市は、地震災害等により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合、気象業務法施行令第 10 条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じる。

(4) 地震災害などによる被災時の対応

市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記(1)に掲げる措置を速やかに実施する。

4 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

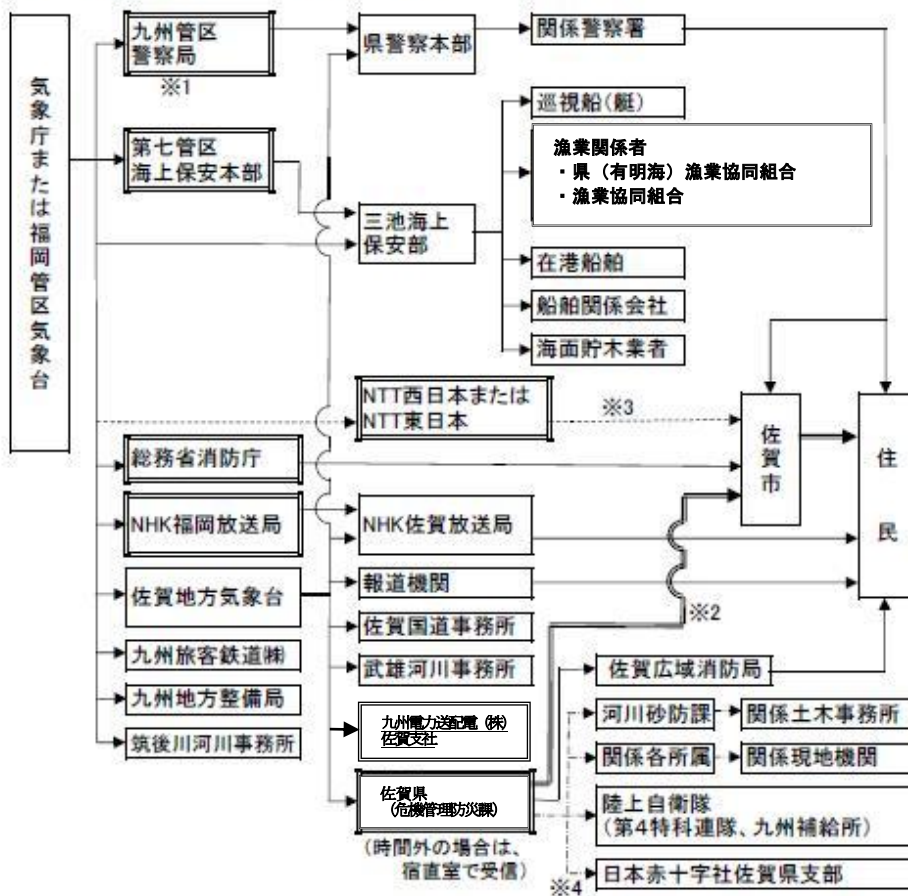
市は、地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報する。

5 県からの津波警報・津波注意報の受信取扱い

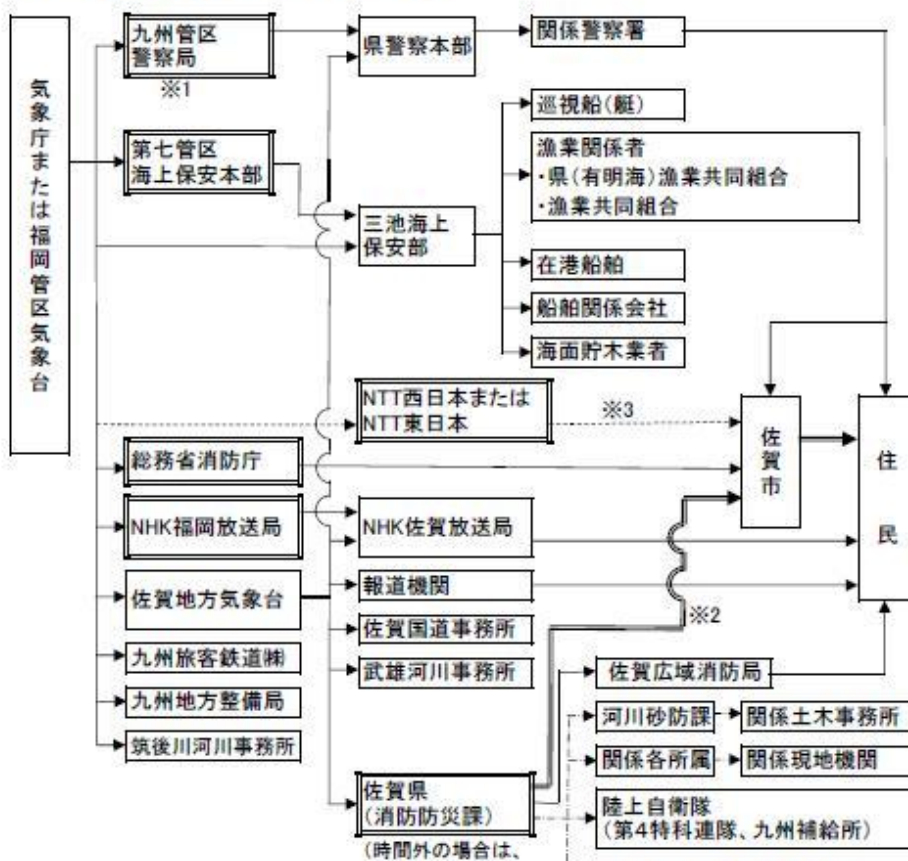
県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



第3節 災害情報の収集・連絡、報告

風水害対策編 第2編 第3章 第3節「災害情報の収集・連絡、報告」を準用する。

なお、下記の事項については、独自に規定する。

第3項 被害状況等の報告

3 報告の要領

(略)

(2) 報告を必要とする災害の基準

火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの

※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む

【個別基準】

ア 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当）

イ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当）

ウ 人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 報告の要領

ア 被害概況即報

(1) 当該区域内で、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

第4節 労務確保計画

風水害対策編 第2編 第3章 第4節「労務確保計画」を準用する。

第5節 従事命令及び協力命令

風水害対策編 第2編 第3章 第5節「従事命令及び協力命令」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害対策編 第2編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 応援協力体制

風水害対策編 第2編 第3章 第7節「応援協力体制」を準用する。

第 8 節 通信計画

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 8 節「通信計画」を準用する。

第 9 節 救助活動計画

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 9 節「救助活動計画」を準用する。

第 10 節 保健医療福祉活動計画

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 10 節「保健医療福祉活動計画」を準用する。

第 11 節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などがみられ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

市は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。火災等の防止のため、被災地の住民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

県及び市町は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第 1 項 出火防止、初期消火

佐賀広域消防局、自主防災組織、事業所、市民、消防団 市（総務対策部、各支所対策部）
--

市及び佐賀広域消防局は、地震発生時に、市民等、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

市民等、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第2項 消火活動

佐賀広域消防局、消防団、市（総務対策部、各支所対策部）

市及び佐賀広域消防局は、地震により火災が発生した場合は、地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努める。また、避難の指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防ぎよにあたる部隊運用を図る。

第3項 応援の要請

県、佐賀広域消防局、消防団
市（総務対策部、各支所対策部）

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

市及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

被災市町を所管する消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消防活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第4項 救急活動

県、佐賀広域消防局、市（総務対策部）

1 救急活動

消防機関は、傷病者の搬送にあたっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

佐賀広域消防局は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を

求める。

市及び佐賀広域消防局は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

3 後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第12節 惨事ストレス対策

風水害対策編 第2編 第3章 第12節「惨事ストレス対策」を準用する。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

国、県、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、下水道施設管理者
市（総務対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、上下水道事業対策部、各支所対策部）

1 水防活動

地震発生に伴い、河川、海岸、ため池等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、津波による河川、海岸等の堤防、護岸及び施設等の損壊及び山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため

きとめ、溢流、氾濫や、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川、ため池、海岸等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道施設管理者は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震災害により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

市は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

国、県及び市は、発災後の降雨・地震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、県及び市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14節 避難計画

風水害対策編 第2編 第3章 第14節「避難計画」を準用する。

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

風水害対策編 第2編 第3章 第15節「応急住宅対策計画」を準用する。

なお、下記の事項については、独自に規定する。

第1項 被災住宅等の危険度判定

(略)

1 広報活動

市、県は、地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合

は、連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災住宅等の危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物及び被災宅地の危険度判定を速やかに行い、二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

県は、危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する。

(略)

第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

風水害対策編 第2編 第3章 第16節「社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動」を準用する。

第17節 交通及び輸送対策計画

風水害対策編 第2編 第3章 第17節「交通及び輸送対策計画」を準用する。

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害対策編 第2編 第3章 第18節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第19節 広報、被災者相談計画

風水害対策編 第2編 第3章 第19節「広報、被災者相談計画」を準用する。

第20節 文教対策計画

風水害対策編 第2編 第3章 第20節「文教対策計画」を準用する。

第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害対策編 第2編 第3章 第21節「公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画」を準用する。

第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害対策編 第2編 第3章 第22節「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」を準用する。

る。

第 2 3 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 23 節「災害対策用機材、復旧資材等の調達」を準用する。

第 2 4 節 福祉サービスの提供計画

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 24 節「福祉サービスの提供計画」を準用する。

第 2 5 節 ボランティアの活動対策計画

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 25 節「ボランティアの活動対策計画」を準用する。

第 2 6 節 外国人対策

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 26 節「外国人対策」を準用する。

第 2 7 節 帰宅困難者対策

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 27 節「帰宅困難者対策」を準用する。

第 2 8 節 義援物資、義援金対策計画

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 28 節「義援物資、義援金対策計画」を準用する。

第 2 9 節 災害救助法の適用

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 29 節「災害救助法の適用」を準用する。

第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

風水害対策編 第2編 第3章 第30節「行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬」を準用する。

第31節 廃棄物の処理計画

風水害対策編 第2編 第3章 第31節「廃棄物の処理計画」を準用する。

第32節 防疫計画

風水害対策編 第2編 第3章 第32節「防疫計画」を準用する。

第33節 保健衛生計画

風水害対策編 第2編 第3章 第33節「保健衛生計画」を準用する。

第34節 病虫害防除、動物の管理等計画

風水害対策編 第2編 第3章 第34節「病虫害防除、動物の管理等計画」を準用する。

なお、下記の事項については、独自に規定する。

第2項 家畜の避難対策及び飼料の確保

(略)

Ⅰ 避難対策

市は、地震発生後、地震による畜舎の倒壊、地震による水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

(略)

第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

(略)

市は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県及び県獣医師会等との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の必要な措置を講じる。

第35節 危険物等の保安計画

第1項 火薬類

火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）

九州産業保安監督部、海上保安部、県、県警察、消防機関

市（総務対策部）

1 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、地震により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、市、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、市から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市に通知する。

市は、県警察及び海上保安部と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

4 応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2項 高圧ガス

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）

九州産業保安監督部、海上保安部、県、県警察、消防機関

市（総務対策部）

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあ

らかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、市、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類

石油類及び化学製品類の関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等（以下「危険物施設の管理者等」という。）、海上保安部、県警察、佐賀広域消防局市（総務対策部）

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、市、消防機関、県警察、海上保安部、県等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を講じる。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置を講じる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という。）
佐賀広域消防局、県警察、県
市（総務対策部）

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物取扱者等は、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、県、県警察、消防機関に対し、この旨届け出る。
- 2 県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。
 - (1) 情報収集、被害区域の拡大防止措置
 - (2) 警戒区域の設定
 - (3) 市及び住民に対する広報
 - (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
 - (5) 原因の特定・原因者に対する指導

第 3 6 節 石油等の大量流出の防除対策計画

石油等が流出した石油等の取扱事業所

海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、県、県警察、佐賀広域消防局
市（総務対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、環境対策部）

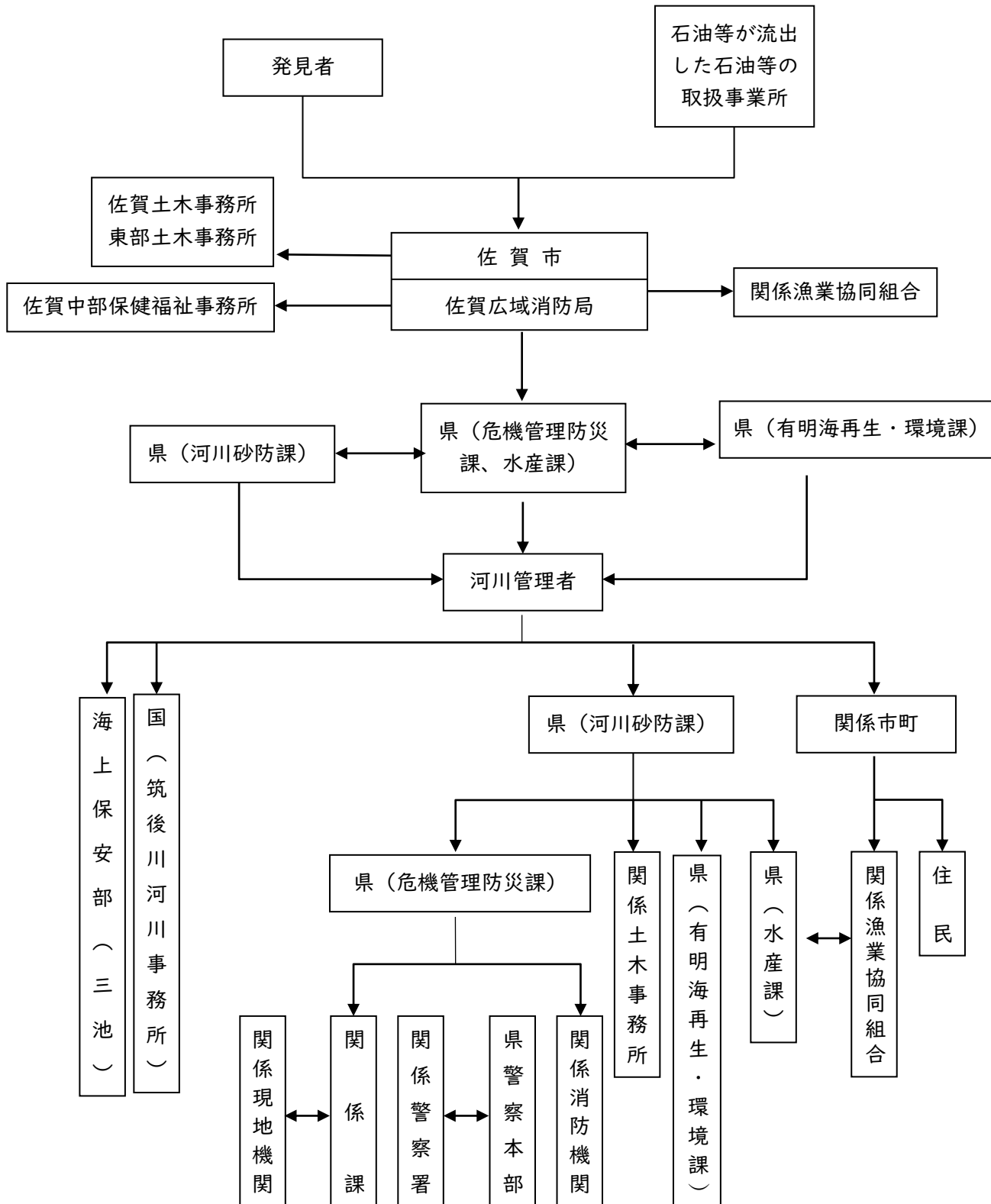
地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

Ⅰ 通報連絡

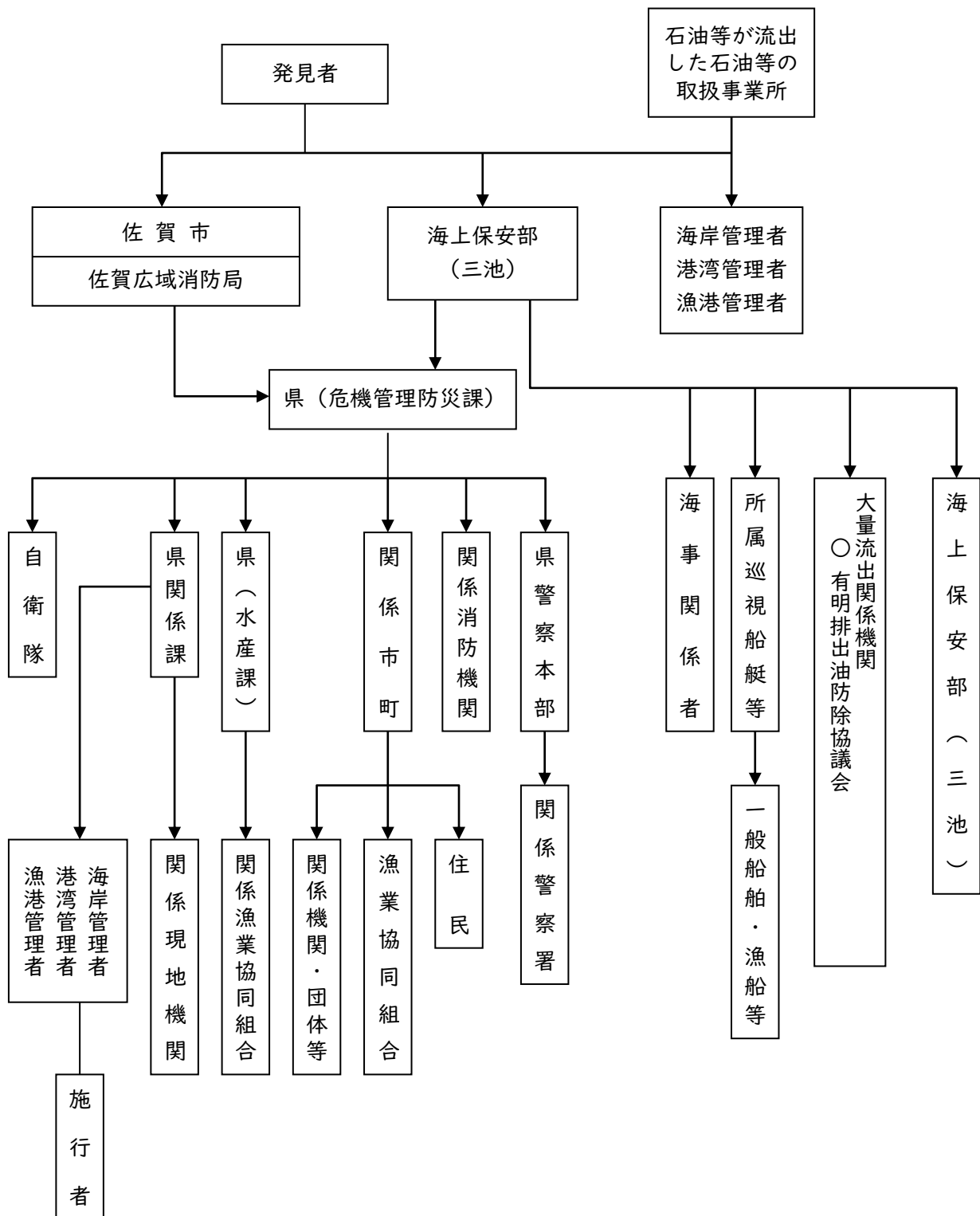
市に対する石油等の大量流出が発生した場合の連絡は、その発生及び災害の状況について、次により行われる。

(1) 通報連絡の系統

ア 内水面への流出の場合



イ 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況

カ 今後予想される災害

キ その他必要な事項

(3) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油吸着材等による流出石油等の拡散防止
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

ア 災害対策連絡調整本部等の設置

- (ア) 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

《構成》

市、海上保安部、県、県警察、沿岸消防機関、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐する。

《設置場所》

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

《役割》

- (a) 災害情報の交換、収集及び解析
 - (b) 総合的な応急対策の策定及び調整
 - (c) 関係機関等に対する協力要請
- (イ) 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。
- (a) 筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会
 - (b) 六角川・松浦川水系水質保全対策協議会

- (c) 唐津・東松浦地区等環境保全対策協議会
- (d) 伊万里・有田地区環境整備保全対策協議会
- (e) 鹿島・藤津地区水質保全対策協議会

イ 主な応急対策

- (ア) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- (イ) 流出石油等の拡散防止
- (ウ) 消火対策等
- (エ) 漂着石油等の処理
- (オ) 流出石油等の防除資機材の調達

第 3 7 節 応急金融対策

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 37 節「応急金融対策」を準用する。

第 3 8 節 孤立地域対策活動

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 38 節「孤立地域対策活動」を準用する。

第 3 9 節 生活再建計画

風水害対策編 第 2 編 第 3 章 第 39 節「生活再建計画」を準用する。

第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

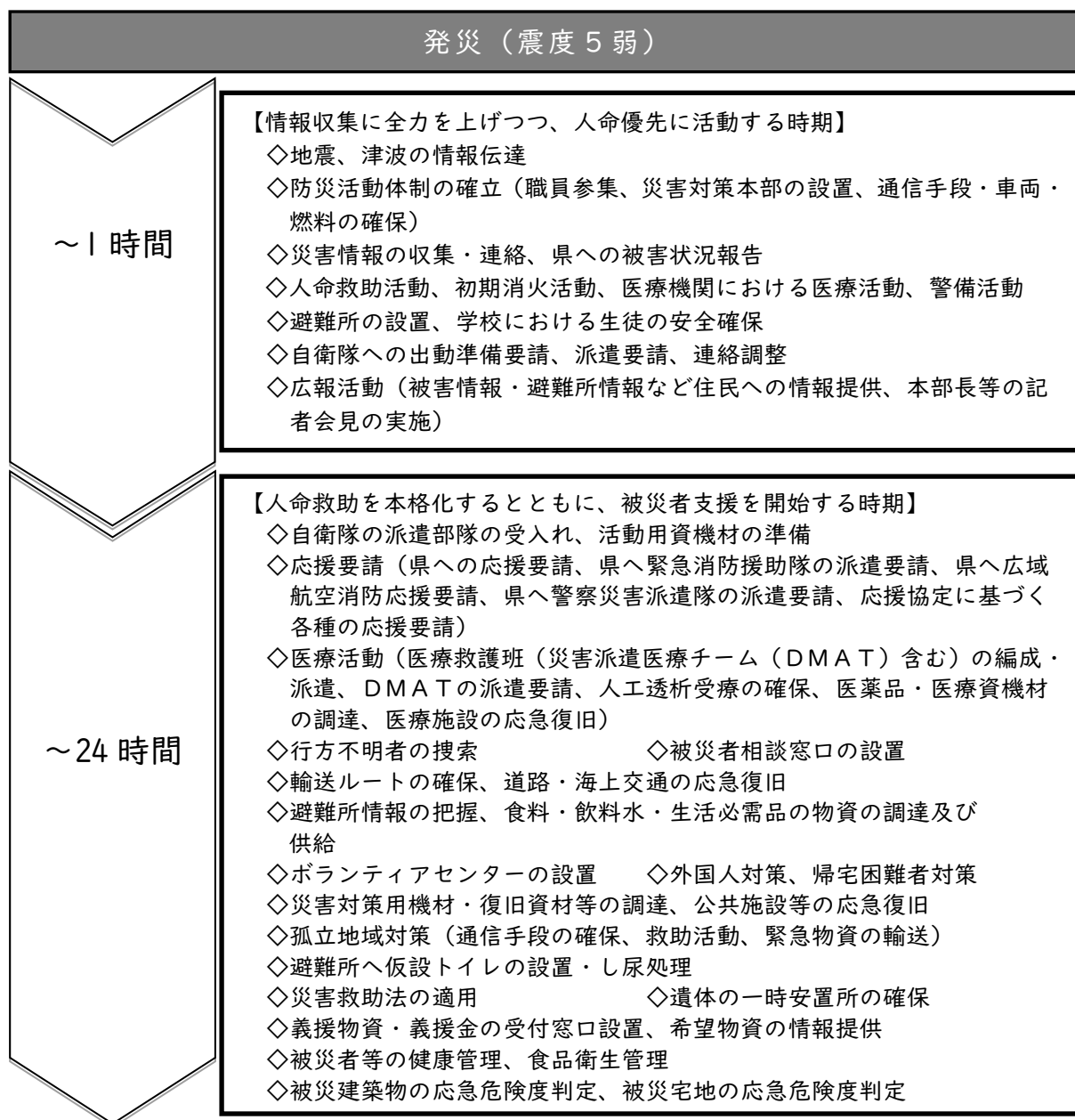
県、各防災関係機関
市（各対策部）

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

地震災害発生時、発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

「地震災害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期」



~72 時間	【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】 ◇義援金の受入 ◇義援物資の受入、仕分け、配分 ◇ボランティアの受入 ◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施 ◇疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理 ◇災害廃棄物（ガレキ等）の仮置場設置、受入
~1 週間	【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】 ◇公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理 ◇被災者の心のケア ◇医療、住宅、融資等の相談窓口の確立 ◇遺体の検視、身元確認、火葬 ◇災害廃棄物（ガレキ等）の処理 ◇家畜の避難、家庭動物の保護
~1 か月	【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】 ◇応急仮設住宅の建設 ◇被災生徒等への授業料免除等の支援 ◇教育の再開 ◇義援金の配分 ◇被害者生活再建支援法の適用

※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第4章 地震災害復旧・復興対策計画

被災地の復旧・復興に関しては、市民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

風水害対策編 第2編 第4章 第1節「災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進」を準用する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

風水害対策編 第2編 第4章 第2節「被災者の生活再建等への支援」を準用する。

第3節 地域の経済復興の推進

風水害対策編 第2編 第4章 第3節「地域の経済復興の推進」を準用する。

第5章 津波災害対策

この津波災害対策計画は、地震等により発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災関係機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

なお、この計画に定めのない事項については、「第3編 第2章 地震災害予防対策計画、第3章 地震災害応急対策計画及び第4章 地震災害復旧・復興対策計画」によるものとする。

第1節 災害予防対策計画

第1項 津波に強い地域の形成

海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、県
市（総務対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部、環境対策部、保健福祉対策部、
教育対策部、各支所対策部）

1 津波に強いまちの形成

市及び県等は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとし、危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

市は、地盤沈下対策として地盤沈下量及び地下水位の観測を行い、その監視に努める。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所やそこに通じる避難路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備に努め、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置個所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、市の庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

2 保全施設の整備等

海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を図るとともに、各施設については地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。また、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2項 津波避難計画等の策定

市（総務対策部、各支所対策部）

1 津波避難計画の周知

市は、地震等による津波災害の発生に備え、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」をもとに策定した「佐賀市津波避難計画」の内容の住民等への周知を図る。

2 津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

なお、見直しにあたっては、地域住民、民間事業者、地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が共同し行うことが望まれる。

第3項 避難収容活動

各防災関係機関、市（総務対策部、各支所対策部）

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成等

市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難指示等に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

2 指定避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して避難誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

3 防災対応職員等の安全確保

市及び各防災関係機関は、消防職員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

第4項 防災知識の普及

県、各防災関係機関、学校等、市（総務対策部、教育対策部、各支所対策部）

1 防災知識の普及・啓発等

市及び各防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

その際は、津波浸水想定区域図や避難ビル、避難所の位置等を掲載した津波ハザードマップを活用し、その内容の周知を図るとともに、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(1) 避難行動に関する知識

ア 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度４以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと など

イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報（特別警報）を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること など

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること など

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所として指定された施設の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること など

2 津波防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は、全県的に行うものとする。

市及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

また、市及び県は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを開発するなどして、津波災害と防災に関する県民の理解向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1項 市の活動体制

地震・津波災害対策編 第3編 第3章 第1節 第2項「市の活動体制」を準用する。

第2項 津波警報等の情報伝達

地震・津波災害対策編 第3編 第3章 第2節 第1項「津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類、内容等」を準用する。

第3項 避難対策

佐賀広域消防局、県警察、各防災関係機関
市（総務対策部、各支所対策部）

市及び消防機関は、強い地震（震度4程度以上）又は、長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合は、直ちに高齢者等避難・避難指示を実施し、消防機関や県警察等の避難支援等関係者等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者に十分配慮する。

また、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。避難対策にあたっては、「佐賀市津波避難計画」等に基づき行う。

市、消防機関、県警察及び各防災関係機関は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

第4項 水防対策等

国（国土交通省）、県、水防管理団体
市（総務対策部、農林水産対策部、建設・都市戦略対策部）

水防管理団体は、県と連携し、津波警報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国土交通省及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法第16条第1項に基づき、水防警報を発

令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川、海岸において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

なお、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」及び佐賀市津波避難計画を参考とするものとする。

第5項 津波に対する自衛措置

沿岸付近の市民、海浜にある観光客等

沿岸付近の住民、海浜にある釣り人、観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報や避難指示等を待たず、直ちに海浜、海岸から退避し、急いで避難場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第6項 防疫活動

県、市（環境対策部、保健福祉対策部）

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。